

資 料 編

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1431		200-2515
峡南地域県民センター	富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1階	0556-22-8130		360-2014
峡南保健福祉事務所(峡南保健所)	富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎1、2階	0556-22-8145		360-3011
峡南林務環境事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎2階	055-240-4140		340-6006
峡南農務事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎1階	055-240-4135		340-5018
峡南建設事務所	市川三郷町高田111-1 西八代合同庁舎3階	055-240-4123		340-7046

2 指定行政機関、指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7777		100-5222
関東財務局甲府財務事務所	甲府市北口一丁目4-10	055-253-2261		
関東農政局山梨農政事務所	甲府市丸の内三丁目5-9	055-226-6611	200-535	
山梨森林管理事務所	甲府市宮前7-7	055-253-1336		
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880		
甲府地方気象台	甲府市飯田四丁目7-29	055-222-2347		250-21
関東総合通信局	東京都千代田区九段南一丁目2-1	03-3243-8604		
山梨労働局鯉沢労働基準監督署	富士川町鯉沢655-50	0556-22-3181		
鯉沢公共職業安定所	富士川町鯉沢1215	0556-22-8689		
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8884	200-534	
〃 富士川上流出張所	市川三郷町市川大門645	055-272-0040		
〃 富士川中流出張所	南部町内船4544-2	0556-64-2310		
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町八田114	055-262-2821		

3 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
J R 東海(株)甲斐岩間駅	市川三郷町岩間948	0556-62-1050 (身延駅)		
〃 落居駅	市川三郷町落居6626-2	〃		
〃 鯉沢口駅	市川三郷町黒沢369	〃		
〃 市川大門駅	市川三郷町市川大門423-1	055-233-2071 (南甲府駅)		
〃 市川本町駅	市川三郷町市川大門158-1	〃		
〃 芦川駅	市川三郷町上野2864-3	〃		
〃 甲斐上野駅	市川三郷町上野2403	〃		
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝氣三丁目21-15	055-237-0554		200-6836
市川大門郵便局	市川三郷町市川大門234-5	055-272-1455		
黒沢郵便局	市川三郷町黒沢757	055-272-1383		
峡南郵便局	市川三郷町岩間928	0556-32-3707		
上野郵便局	市川三郷町上野2291-14	055-272-1199		
下九一色郵便局	市川三郷町高萩894	055-272-4501		
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田一丁目6-1	055-251-6711		215
日本放送協会甲府放送局	甲府市飯田3-10-20	055-222-1313		
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	055-224-4101		
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市丸の内1-10-7	0120-995-007 (上記不通の場合) 055-215-5110	山梨062	

4 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561		
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内2-23-11	055-226-1611		
西八代郡医師会	市川三郷町高田2458 (立川医院内)	055-272-0355		
(社)山梨県LPガス協会	甲府市宝一丁目22-11	055-228-4171		

5 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
鯉沢警察署	富士川町最勝寺1306	0556-22-0110		
〃 市川分庁舎	市川三郷町市川大門580-3	055-272-0110		
〃 市川大門交番	市川三郷町市川大門580-3	055-272-1100		
〃 上野駐在所	市川三郷町上野1132	055-272-0197		
〃 大同駐在所	市川三郷町黒沢315-2	055-272-1521		
〃 岩間駐在所	市川三郷町岩間951-1	0556-32-2049		

6 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
峡南広域行政組合消防本部	市川三郷町下大鳥居27番地	055-272-1919		346
〃 北部消防署	〃	〃		

7 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135		435

8 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災行政無線 (地上系)	県防災行政無線 (衛星系)
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055-273-5665		
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1080	055-284-0432		
峡南衛生組合	身延町下田原2548	0556-42-2207		
市川三郷商工会	市川三郷町市川大門173	055-272-4711		
J A山梨みらい				
市川三郷事務所	市川三郷町市川大門1776-1	055-230-3050		
〃 市川支店	市川三郷町市川大門1776-1	055-272-1211		
〃 高田ふれあい店	市川三郷町高田2686-1	055-272-1177		
〃 大同ふれあい店	市川三郷町黒沢626-3	055-272-1266		
〃 上野支店	市川三郷町上野4916	055-272-1414		
〃 六郷支店	市川三郷町岩間2083	0556-32-2041		
〃 市川三郷経済センター	市川三郷町上野2889	055-230-3057		
〃 大塚経済センター	市川三郷町大塚4371	055-272-1147		
市川三郷町社会福祉協議会				
本所	市川三郷町市川大門416	055-272-4179		
〃 三珠支所	市川三郷町上野2714-2	055-272-2881		
〃 六郷支所	市川三郷町岩間485	0556-32-3847		

○市川三郷町防災会議委員一覧

関係条例	区 分	委 員	
			職 名
第 3 条 第 2 項	会長		町長
第 3 条 第 5 項 第 1 号	委員		峡南地域県民センター所長
〃	〃		峡南建設事務所長
〃	〃		峡南保健福祉事務所長
第 3 条 第 5 項 第 2 号	〃		鰺沢警察署長
第 3 条 第 5 項 第 3 号	〃		会計管理者
〃	〃		総務課長
〃	〃		政策秘書課長
〃	〃		いきいき健康課長
〃	〃		福祉支援課長
〃	〃		農林課長
〃	〃		生活環境課長
〃	〃		土木整備課長
〃	〃		教育総務課長
第 3 条 第 5 項 第 4 号	〃		教育長
第 3 条 第 5 項 第 5 号	〃		消防団長
第 3 条 第 5 項 第 6 号	〃		N T T 東日本(株)山梨支店長
〃	〃		東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社櫛形事務所次長 (渉外担当)
第 3 条 第 5 項 第 7 号	〃		三珠地区自主防災会代表 (北区自主防災会会長)
〃	〃		市川大門地区自主防災会代表 (市川第13区自主防災会会長)
〃	〃		六郷地区自主防災会代表 (上手方区自主防災会会長)
第 4 条	専門委員		峡南広域行政組合消防本部消防長
そ の 他	事務局長		防災課長
〃	事務局長補佐		三珠支所長
〃	事務局長補佐		六郷支所長
〃	事務局次長		防災課防災防犯係長
〃	事務局員		防災課防災防犯係員
〃	事務局員		防災課防災防犯係員

〔防災・救援施設、設備等〕

○東海地震事前避難対象地区等一覧

	対象者		避 難 地	避 難 所	誘導責任者	車両による避難
	世帯数	人 口				
下芦川	13	19	市川三郷町民健康管理センター	市川三郷町民健康管理センター	区長	有
三帳	13	27	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
古宿	2	2	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
高萩	14	23	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
垓	9	17	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
中山	9	19	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
畑熊	3	4	市川三郷町三珠総合福祉センター	市川三郷町三珠総合福祉センター	区長	有
八之尻地区	37	72	市川南小中学校校庭	市川南小中学校・体育館	区長	
山保地区・帯那	65	153	山保農村広場	山保地区公民館	区長	有
山保地区・堀切	16	30	堀切自治公民館前	山保地区公民館	区長	有
大同地区・法師倉	15	30	旧市川南小学校南分校校庭	旧市川南小学校南分校	区長	
上手方	69	183	上手方ふれあいプラザ	岩間118	区長	
細田	66	161	細田公民館	岩間2454-1	区長	
文京	115	275	六郷町民会館	岩間485	区長	
上仲	72	160	上仲公民館	岩間2096	区長	
落居1・2区	84	185	落居1・2区公民館	落居6548	区長	
落居3・4区	55	114	落居3・4区公民館	落居2254	区長	
落居5・6区	48	101	落居5・6区ふれあいプラザ	落居1916	区長	有
網倉	30	49	網倉公民館	落居4009	区長	有
宮原	115	252	宮原公民館	宮原609	区長	
葛籠沢	111	228	葛籠沢公民館	葛籠沢998	区長	
鴨狩	50	95	鴨狩公民館	鴨狩津向240	区長	
五八	2	3	五八公民館	五八540	区長	有
岩下	8	11	岩下公民館	岩下117	区長	有
寺所	3	4	寺所さくらの里会館	寺所58-1	区長	有
合計	1,024	2,217				

○指定避難所一覧

番号	避難所、避難地の別※	施設		施設管理者	施設管理者の属性		構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積	収容人員		保有設備等						備考		
		名称	町丁目		連絡先	名称	公	私		C・S・R・C(含む)	その他	屋内部分 m ²	屋外部分 m ²	1人内 6m ² (人)	1人外 10m ² (人)	トイレ	入浴施設		シャワー設備	給食設備
1	両	三珠中学校	上野2697	0552720666 (0552725445)	町教育委員会	○		○		3,488	2,279	581	227	○					○	大型車両アクセス可
2	両	上野小学校	上野4916	0552720102 (0552720633)	町教育委員会	○		○		1,974	2,029	329	202	○					○	
3	両	大塚小学校	大塚4264	0552720818 (0552720815)	町教育委員会	○		○		1,234	1,456	205	145	○					○	
4	所	市川三郷町三珠総合福祉センター	上野2714-2	0552404161	町長	○		○		1,250		208	0	○	○	○	○		○	大型車両アクセス可、非常電源有、備蓄有
5	両	市川三郷町ふるさと交流センター	大塚4763	0552726580	町長	○		○		488	319	81	31	○			○	○	○	大型車両アクセス可
6	所	市川三郷町民健康管理センター	上野2985-3	0552720799	町長	○		○		706		117	0	○				○	○	大型車両アクセス可、非常電源有
7	両	市川三郷町下九一色生活改善センター	高萩2	0552724502	町長	○		○		199	167	33	16	○						大型車両アクセス可
8	所	下芦川地域集会所	下芦川1103		町長	○			○	65		10	0	○						
9	所	三帳地域集会所	三帳51		町長	○			○	45		7	0	○						大型車両アクセス可
10	所	中山集会所	中山918		町長	○			○	79		13	0	○						大型車両アクセス可
11	所	上野本村コミュニティセンター	上野3015-1		町長	○			○	172		28	0	○				○	○	大型車両アクセス可
12	所	上野桃林橋コミュニティセンター	上野1751		町長	○			○	134		22	0	○				○	○	大型車両アクセス可

番号	避難所、避難地の別※	施設		施設管理者		施設管理者の属性		構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積		収容人員		保有設備等						備考
		名称	町丁目	連絡先	名称	公	私	C・S・R・C(含む)・R	その他	屋内部分 m ²	屋外部分 m ²	1人 6 m ²	1人 10 m ²	トイレ	入浴施設	シャワー設備	給食設備	バリアフリー化の状況	冷暖房施設	
13	所	矢作ふれあいプラザ	上野1575-1		町長	○			○	136		22	0	○				○	○	
14	所	町屋集会所	上野2815		町長	○			○	142		23	0	○					○	
15	所	川浦集会所	上野74		町長	○			○	111		18	0	○					○	
16	所	上ノ原集会所	大塚3787		町長	○			○	82		13	0	○						
17	所	道林ふれあいプラザ	大塚1507-3		町長	○			○	159		26	0	○				○	○	大型車両アクセス可
18	所	大塚桃林橋集会所	大塚1438-7		町長	○			○	99		16	0	○						
19	地	旧下九一色中学校校庭	高萩829		町長	○					1,060	0	106	○						ドクターヘリ離発着場
20	両	大塚保育所	大塚2077-1	0552720500 (0552728815)	町保育課	○			○	297	1,703	50	170	○			○	○	○	太陽光発電設備設置済
21	両	市川小学校	市川大門5744	0552722100 (0552721773)	町教育委員会	○		○		5,702	7,479	950	747	○			○			
22	両	市川中学校	市川大門5064-1	0552722400 (0552404200)	町教育委員会	○		○		5,173	15,200	862	1,520	○						付近に飲用耐震性貯水槽有
23	両	市川東小学校	山保6320	0552724895 (0552725536)	町教育委員会	○		○		1,321	3,392	220	339	○						
24	両	市川南小学校	黒沢1420	0552721508 (0552725535)	町教育委員会	○		○		2,591	7,598	431	759	○						
25	両	市川南中学校	黒沢1462	0552721516 (0552725538)	町教育委員会	○		○		1,647	5,348	274	534	○						
26	所	山梨県立市川高等学校文化創造館	市川大門1733-2	0552721161 (0552721164)	高等学校長	○		○		701		116	0	○						
27	所	山梨県立市川高等学校体育館	市川大門1733-2	0552721161 (0550721164)	高等学校長	○		○		1,066		177	0	○						

番号	避難所、避難地の別※	施設			施設管理者		施設管理者の属性		構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積		収容人員		保有設備等						備考
		名称	町丁目	連絡先	名称	公	私	コンクリート造（R）	その他	屋内部分 m ²	屋外部分 m ²	1人／6m ² （人）	1人／10m ² （人）	トイレ	入浴施設	シャワー設備	給食設備	バリアフリー化の状況	冷暖房施設		
																				電話（FAX）	
28	所	山梨県立市川高等学校格技場	市川大門1733-2	0552721161 (0552721164)	高等学校長	○		○			348		58	0							
29	所	上地区公民館	市川大門63-1	0552724792	町教育委員会	○		○			364		60	0	○	○	○	○		○	
30	所	下地区公民館	市川大門423-1	0552728038	町教育委員会	○		○			462		77	0	○	○	○	○		○	J R身延線市川大門駅併設
31	両	高田地区公民館	印沢71-1	0552723500	町教育委員会	○		○			495	2,700	82	270	○			○		○	
32	両	山保地区公民館	山保6360-1	0552721472 (0552721472)	町教育委員会	○		○			283	700	47	70	○			○		○	
33	両	大同地区公民館	黒沢872-1	0552721504 (0552721504)	町教育委員会	○		○			425	800	70	80	○				○	(一部)	
34	両	旧市川南小学校南分校	黒沢4250		町長	○			○		211	864	35	86	○						大型車両アクセス可
35	両	上町自治公民館	市川大門4330		町長	○			○		210	500	35	50				○			敷地内耐震性貯水槽有
36	所	旧保泉自治公民館	市川大門146-1		町長	○			○		116		19	0	○			○			
37	所	下町自治公民館	市川大門1377-7		町長	○			○		110		18	0	○			○			
38	所	小御崎自治公民館	市川大門2107-8		町長	○			○		110		18	0	○			○			
39	両	富士見自治公民館	市川大門3663		町長	○			○		159	420	26	42	○			○			
40	所	平塩自治公民館	市川大門5275-1		町長	○			○		80		13	0	○			○			
41	所	上中浦自治公民館	高田2427		町長	○			○		72		12	0	○			○			
42	所	宮本自治公民館	高田2944-1		町長	○			○		70		11	0	○			○			

番号	避難所、避難地の別※	施設		施設管理者	施設管理者の属性	構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積		収容人員		保有設備等						備考		
		名称	町丁目			連絡先	名称	公	私	C コン クリ ート 造 (R 含む)	そ の 他	屋 内 部 分 m ²	屋 外 部 分 m ²	1 人 ／ 6 m ²	1 人 外 ／ 10 m ²	ト イ レ	入 浴 施 設		シャ ワ ー 設 備	給 食 設 備
43	所	帯那自治公民館	山保4810		町長	○		○		131		21	0	○			○			
44	所	芦久保自治公民館	山保6935		町長	○		○		57		9	0	○			○			
45	所	近萩自治公民館	山保8309-6		町長	○		○		58		9	0	○			○			
46	所	藤田自治公民館	山保2561		町長	○		○		60		10	0	○			○			
47	所	堀切自治公民館	山保827		町長	○		○		60		10	0	○			○			
48	所	四尾連自治公民館	山保3695-7		町長	○		○		60		10	0	○			○			
49	所	下大鳥居自治公民館	下大鳥居33		町長	○		○		65		10	0	○			○			
50	所	八之尻多目的集会所	八之尻1020		町長	○		○		64		10	0	○			○			
51	両	ケアセンターいちかわ	市川大門416	0552725121 (0552725131)	公営企業管理者	○		○		165	1,500	27	150	○	○	○	○		○	大型車両アクセス可
52	所	八乙女自治公民館	市川大門1781-16		町長	○		○		96		16	0	○			○	○	○	
53	両	市川三郷町生涯学習センター	市川大門1437-1	0552723811	町教育委員会	○		○		2,358	2,550	393	255	○		○	○	○	○ (一部)	大型車両アクセス可、敷地内耐震性貯水槽有、非常用電源有、備蓄有、太陽光発電設備設置済、敷地内自噴井戸2ヵ所有
54	両	六郷小学校	岩間2917	0556322004 (0556323854)	町教育委員会	○		○		3,413	4,707	568	470	○					○	大型車両アクセス可
55	所	六郷小学校体育館	岩間2917	0556322004 (0556323854)	町教育委員会	○		○		1,018		169	0	○						
56	両	六郷中学校	岩間2927	0556322042 (0556322268)	町教育委員会	○		○		2,621	11,903	436	1,190	○						大型車両アクセス可

番号	避難所、避難地の別※	施設			施設管理者		施設管理者の属性		構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積		収容人員		保有設備等						備考	
		名称	町丁目	連絡先 電話 (FAX)	名称	公	私	C ・ S R C (含む) (R)	そ の 他	屋 内 部 分 m ²	屋 外 部 分 m ²	1 人 ／ 6 m ²	1 人 外 ／ 10 m ²	ト イ レ	入 浴 施 設	シャ ワ ー 設 備	給 食 設 備	バ リ ア フ リ ー 化 の 状 況	冷 暖 房 施 設			
57	所	六郷中学校体育館	岩間2927	0556322042 (0556322268)	町教育委員会	○		○			913		152	0	○							
58	所	市川三郷町六郷町民会館	岩間485	0556322111 (0556322887)	町長	○		○			1,282		213	0	○					○	大型車両アクセス可	
59	所	総合子どもセンター	岩間2917	0556323898 (0556323898)	町長	○		○			354		59	0	○					○		
60	両	六郷の里ニードスポーツセンター	落居2330	0556325065 (0556325065)	町長	○		○			1,276	2,663	212	266	○	○				○	大型車両アクセス可	
61	所	旧落居小学校体育館	落居2331	0556322111 (0556322887)	町教育委員会	○		○			601		100	0	○							
62	地	鴨狩スポーツ広場	鴨狩津向 無番地	0556322111 (0556322887)	町教育委員会	○						4,000	0	400							大型車両アクセス可	
63	地	山宮スポーツ広場	宮原1290	0556322111 (0556322887)	町教育委員会	○						3,500	0	350								
64	所	原公民館	岩間708		町長	○			○		139		23	0	○							
65	所	上手方ふれあいプラザ	岩間118		町長	○			○		182		30	0	○				○	(一部)		
66	所	細田公民館	岩間2454-1		町長	○			○		166		27	0	○				○	(一部)		
67	所	文京交流センター	岩間2920-1		町長	○			○		199		33	0	○				○	(一部)		
68	所	上仲公民館	岩間2096		町長	○			○		173		28	0	○				○	(一部)		
69	所	駅前ふれあいプラザ	岩間1361	0556322500	町長	○			○		161		26	0	○				○	(一部)		
70	所	下宿公民館	岩間1886		町長	○			○		172		28	0	○							
71	所	西河原地域交流センター	岩間4418-4		町長	○			○		133		22	0	○				○	(一部)		

番号	避難所、避難地の別※	施設		施設管理者		施設管理者の属性		構造		宿泊、炊出し等に使用可能な部分の面積		収容人員		保有設備等						備考	
		名称	町丁目	連絡先		名称	公	私	C・S・R・C(含む) (R)	そ の 他	屋 内 部 分 m ²	屋 外 部 分 m ²	1 人 ／ 6 m ²	1 人 外 ／ 10 m ²	ト イ レ	入 浴 施 設	シ ャ ワ ー 設 備	給 食 設 備	バ リ ア フ リ ー 化 の 状 況		冷 暖 房 施 設
				電話 (FAX)																	
72	所	落居1・2区公民館	落居6548		町長	○			○	140		23	0	○							
73	所	落居3・4区公民館	落居2254		町長	○			○	140		23	0	○							
74	所	落居5・6区ふれあいプラザ	落居1916		町長	○			○	150		25	0	○					○ (一部)		
75	所	網倉公民館	落居4009		町長	○			○	167		27	0	○							
76	所	楠甫公民館	楠甫274	0556323099	町長	○			○	209		34	0	○							
77	所	宮原公民館	宮原609		町長	○			○	197		32	0	○					○ (一部)		
78	所	葛籠沢公民館	葛籠沢998		町長	○			○	178		29	0	○					○ (一部)		
79	所	鴨狩公民館	鴨狩津向240		町長	○			○	148		24	0	○							
80	所	五八公民館	五八540		町長	○			○	111		18	0								
81	所	岩下公民館	岩下117		町長	○			○	115		19	0	○							
82	所	寺所さくらの里会館	寺所58-1		町長	○			○	79	80,884	13	8,088	○							
										50,187	165,721	8,331	16,563								

※避難所、避難地の別欄は、「所」は避難所、「地」は避難地、「両」は避難所及び避難地を示す。

○指定緊急避難場所一覧

番号	避難場所名	指定 避難所	指定 避難地	指定緊急避難場所				避難地・避難 所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド ・公園等		校舎・公民館等		
				洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災					面積㎡	1人/ 10㎡	施設面 積㎡	1人/ 6㎡	
1	三珠中学校	校舎	○		○	○	○	○	地・所	上野2697	0552720666	0552725445	2,279	227	3,488	581
		グラウンド		○	○	○	○	○								
		体育館	○		○	○	○	○								
2	上野小学校	校舎	○		○	○	○	○	地・所	上野4916	0552720102	0552720633	2,029	202	1,974	329
		グラウンド		○	○	○	○	○								
		体育館	○		○	○	○	○								
3	大塚小学校	校舎	○		○	○	○	○	地・所	大塚4264	0552720818	0552720815	1,456	145	1,234	205
		グラウンド		○	○	○	○	○								
		体育館	○		○	○	○	○								
4	市川三郷町三珠 総合福祉センタ ー	○		○	○	○	○	所	上野2714- 2	0552404161			0	1,250	208	
5	市川三郷町ふる さと交流センタ ー	施設	○		○	○	○	○	地・所	大塚4763	0552726580		319	31	488	81
		駐車場		○	○	○	○	○								
6	市川三郷町民健 康管理センター	○		○	○	○	○	所	上野2985- 3	0552720799			0	706	117	
7	市川三郷町下九 一色生活改善セ ンター	施設	○		○		○	○	地・所	高萩2	0552724502		167	16	199	33
		グラウンド		○	○		○	○								
8	下芦川地域集會 所	○		○			○	所	下芦川1103				0	65	10	
9	三帳地域集會所	○		○			○	所	三帳51				0	45	7	
10	中山集會所	○		○			○	所	中山918				0	79	13	
11	上野本村コミュ ニティセンター	○		○	○	○	○	所	上野3015- 1				0	172	28	

番号	避難場所名		指定避難所	指定避難地	指定緊急避難場所				避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド・公園等		校舎・公民館等	
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災					面積㎡	1人/10㎡	施設面積㎡	1人/6㎡
12	上野桃林橋コミュニティセンター		○			○	○	○	所	上野1751				0	134	22
13	矢作ふれあいプラザ		○		○	○	○	○	所	上野1575-1				0	136	22
14	町屋集会所		○		○	○	○	○	所	上野2815				0	142	23
15	川浦集会所		○		○			○	所	上野74				0	111	18
16	上ノ原集会所		○		○	○		○	所	大塚3787				0	82	13
17	道林ふれあいプラザ		○		○	○	○	○	所	大塚1507-3				0	159	26
18	大塚桃林橋集会所		○			○		○	所	大塚1438-7				0	99	16
19	旧下九一色中学校校庭			○	○			○	地	高萩829			1,060	106		0
20	大塚保育所	保育所	○		○	○	○	○	地・所	大塚2077-1	0552720500	0552728815	1,703	170	297	50
		グラウンド		○	○	○	○	○								
21	市川小学校	校舎	○		○	○	○	○	地・所	市川大門5744	0552722100	0552721773	7,479	747	5,702	950
		グラウンド		○	○	○	○	○								
		体育館	○		○		○	○								
22	市川中学校	校舎	○		○		○	○	地・所	市川大門5064-1	0552722400	0552404200	15,200	1,520	5,173	862
		グラウンド		○	○		○	○								
		体育館	○		○		○	○								
23	市川東小学校	校舎	○		○		○	○	地・所	山保6320	0552724895	0552725536	3,392	339	1,321	220
		グラウンド		○	○		○	○								
		体育館	○		○		○	○								
24	市川南小学校	校舎	○		○	○	○	○	地・所	黒沢1420	0552721508	0552725535	7,598	759	2,591	431
		グラウンド		○	○	○	○	○								
		体育館	○		○	○	○	○								

番号	避難場所名		指定 避難所	指定 避難地	指定緊急避難場所				避難地 ・避難 所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド ・公園等		校舎・公民館等	
					洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災					面積㎡	1人/ 10㎡	施設面 積㎡	1人/ 6㎡
25	市川南中学校	校舎	○		○		○	○	地・所	黒沢1462	0552721516	0552725538	5,348	534	1,647	274
		グラウンド		○	○	○	○									
		体育館	○		○	○	○	○								
26	山梨県立市川高等学校	文化創造館	○			○	○	○	所	市川大門17 33-2	0552721161	0552721164		0	701	116
体育館		○			○	○	○	所	市川大門17 33-2	0552721161	0552721164		0	1,066	177	
27		格技場	○			○	○	○	所	市川大門17 33-2	0552721161	0552721164		0	348	58
28	上地区公民館		○		○		○	○	所	市川大門63 -1	0552724792			0	364	60
29	下地区公民館		○			○	○	○	所	市川大門42 3-1	0552728038			0	462	77
30	高田地区公民館	施設	○		2 F 以上	○	○	○	地・所	印沢71-1	0552723500		2,700	270	495	82
		グラウンド		○		○	○	○								
31	山保地区公民館	施設	○		○	○	○	○	地・所	山保6360- 1	0552721472	0552721472	700	70	283	47
		グラウンド		○	○	○	○	○								
32	大同地区公民館	施設	○				○	○	地・所	黒沢872-1	0552721504	0552721504	800	80	425	70
		駐車場		○			○	○								
33	旧市川南小学校 南分校	校舎	○		○	○		○	地・所	黒沢4250			864	86	211	35
		グラウンド		○	○	○	○	○								
34	上町自治公民館	施設	○		○	○		○	地・所	市川大門43 30			500	50	210	35
		駐車場		○	○	○	○	○								
35	旧保泉自治公民館		○					○	所	市川大門14 6-1				0	116	19
36	下町自治公民館		○			○	○	○	所	市川大門13 77-7				0	110	18
37	小御崎自治公民館		○			○	○	○	所	市川大門21 07-8				0	110	18

番号	避難場所名		指定 避難所	指定 避難地	指定緊急避難場所				避難地 ・避難 所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド ・公園等		校舎・公民館等	
					洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災					面積㎡	1人/ 10㎡	施設面 積㎡	1人/ 6㎡
39	富士見自治公民館	施設	○			○	○	○	地・所	市川大門36 63			420	42	159	26
		駐車場		○			○	○								
40	平塩自治公民館		○		○		○	○	所	市川大門52 75-1				0	80	13
41	上中浦自治公民館		○			○	○	○	所	高田2427				0	72	12
42	宮本自治公民館		○			○	○	○	所	高田2944- 1				0	70	11
43	帯那自治公民館		○		○			○	所	山保4810				0	131	21
44	芦久保自治公民館		○		○			○	所	山保6935				0	57	9
45	近萩自治公民館		○		○	○		○	所	山保8309- 6				0	58	9
46	藤田自治公民館		○		○			○	所	山保2561				0	60	10
47	堀切自治公民館		○		○	○		○	所	山保827				0	60	10
48	四尾連自治公民館		○		○	○	○	○	所	山保3695- 7				0	60	10
49	下大鳥居自治公民館		○			○		○	所	下大鳥居33				0	65	10
50	八之尻多目的集会所		○		○	○		○	所	八之尻1020				0	64	10
51	ケアセンターいちかわ	施設	○			○	○	○	地・所	市川大門41 6	0552725121	0552725131	1,500	150	165	27
		駐車場		○			○	○								
52	八乙女自治公民館		○			○	○	○	所	市川大門17 81-16				0	96	16
53	市川三郷町生涯学習センター	施設	○			○	○	○	地・所	市川大門14 37-1	0552723811		2,550	255	2,358	393
		駐車場		○			○	○								

番号	避難場所名		指定避難所	指定避難地	指定緊急避難場所				避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド・公園等		校舎・公民館等	
					洪水	土砂災害	地震	大規模火災					面積㎡	1人/10㎡	施設面積㎡	1人/6㎡
54	六郷小学校	校舎	○		○		○	○	地・所	岩間2917	0556322004	0556323854	4,707	470	3,413	568
		グラウンド		○	○		○	○								
55		体育館	○		○		○	○	所	岩間2917	0556322004	0556323854		0	1,018	169
56	六郷中学校	校舎	○		○		○	○	地・所	岩間2927	0556322042	0556322268	11,903	1,190	2,621	436
		グラウンド		○	○		○	○								
57		体育館	○		○		○	○	所	岩間2927	0556322042	0556322268		0	913	152
58	市川三郷町六郷町民会館		○		2F以上	○	○	○	所	岩間485	0556322111	0556322887		0	1,282	213
59	総合子どもセンター		○		○			○	所	岩間2917	0556323898	0556323898		0	354	59
60	六郷の里ニードスポーツセンター	施設	○		○	○	○	○	地・所	落居2330	0556325065	0556325065	2,663	266	1,276	212
		グラウンド		○	○	○	○	○								
61	旧落居小学校体育館	体育館	○		○	○	○	○	所	落居2331	0556322111	0556322887		0	601	100
62	鴨狩スポーツ広場			○		○	○	○	地	鴨狩津向無番地			4,000	400		0
63	山宮スポーツ広場			○	○		○	○	地	宮原1290			3,500	350		0
64	原公民館		○		○		○	○	所	岩間708				0	139	23
65	上手方ふれあいプラザ		○		○		○	○	所	岩間118				0	182	30
66	細田公民館		○				○	○	所	岩間2454-1				0	166	27
67	文京交流センター		○		○		○	○	所	岩間2920-1				0	199	33
68	上仲公民館		○				○	○	所	岩間2096				0	173	28

番号	避難場所名	指定避難所	指定避難地	指定緊急避難場所				避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	グラウンド・公園等		校舎・公民館等	
				洪水	土砂災害	地震	大規模火災					面積㎡	1人/10㎡	施設面積㎡	1人/6㎡
69	駅前ふれあいプラザ	○			○	○	○	所	岩間1361	0556322500			0	161	26
70	下宿公民館	○			○	○	○	所	岩間1886				0	172	28
71	西河原地域交流センター	○			○	○	○	所	岩間4418-1				0	133	22
72	落居1・2区公民館	○			○		○	所	落居6548				0	140	23
73	落居3・4区公民館	○			○	○	○	所	落居2254				0	140	23
74	落居5・6区ふれあいプラザ	○			○	○	○	所	落居1916				0	150	25
75	網倉公民館	○			○		○	所	落居4009				0	167	27
76	楠甫公民館	○			○		○	所	楠甫274	0556323099			0	209	34
77	宮原公民館	○			○	○	○	所	宮原609				0	197	32
78	葛竈沢公民館	○			○		○	所	葛竈沢998				0	178	29
79	鴨狩公民館	○				○	○	所	鴨狩津向240				0	148	24
80	五八公民館	○			○		○	所	五八540				0	111	18
81	岩下公民館	○			○	○	○	所	岩下117				0	115	19
82	寺所さくらの里会館	○			○	○	○	所	寺所58-1			80,884	8,088	79	13

○福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
市川三郷町民健康管理センター	市川三郷町上野2968-7	(055) 272-0799
市川三郷町三珠総合福祉センター (1階和室)	市川三郷町上野2714-2	(055) 240-4161
ケアセンターいちかわ (1階和室)	市川三郷町市川大門416	(055) 272-5121
市川三郷町六郷町民会館 (1階和室)	市川三郷町岩間485	(0556) 32-2111
六郷ふれあいセンター(会議室)	市川三郷町岩間438	(0556) 32-2040
特別養護老人ホーム「りんどうの里」	市川三郷町高田3043	(055) 272-3355

○医療機関一覧

1 災害拠点病院・災害支援病院

区分	施設名	所在地	電話	FAX	救急告示	使用許可病床						診療科目
						精神	感染症	結核	療養	一般	合計	
基幹災害拠点病院	山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	(055)253-7111	(055)253-8011	○	4	2	16		622	644	内(呼、消、内 循、腎、血、内 泌)、リ、精、 神内、小、新、 外、呼外、整、 形、脳、心血、 小外、皮、泌、 産、婦、眼、 耳、麻、リハ、放 診、放治、病 診、臨検、救、 歯口
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	(055)273-1111	(055)273-7108	○	40				578	618	内、消内、循 内、呼内、糖 内、腎内、神 内、血・腫、 精、小、皮、 外、乳泌外、消 外、心血、呼 外、小外、整、 脳、形、麻、産 婦、泌、眼、 頭・耳、放治、 放診、歯口、病 診、救、リハ、 リ・膠
〃	山梨赤十字病	富士河口湖町船津6663-1	(0555)72-2222	(0555)73-1385	○				45	224	269	内、呼内、循 内、小、外、 整、形、脳、 皮、泌、産婦、 眼、耳、リハ、 放、麻、心血、 消内、腎内、歯 口
地域災害拠点病院	峡南医療センター企業団富士川病院	富士川町鯉沢340-1	(0556)22-3135	(0556)22-3884	○		4			154	158	内、外、整、 小、皮、脳、リ ハ、放、病診、 消内、呼内

地域災害支援病院	峡南医療センター企業団市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	(055)272-3000	(055)272-0937	○					90	90	内、外、泌、眼、皮、小、整、脳、耳、リハ、婦、放
〃	医療法人財団交道会しもべ病院	身延町下部1063	(0556)36-1111	(0556)36-1556					94		94	内、外、整、皮、リハ、肛、外、神内、泌、乳外
〃	社団医療法人峡南会峡南病院	富士川町鯉沢1806	(0556)22-4411	(0556)22-6553	○					40	40	内、循内、外、整、肛外、神内
〃	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院	身延町飯富1628	(0556)42-2322	(0556)42-3481	○				26	61	87	内、精、外、整、眼、耳、リハ、放、皮、肝外、救
〃	公益財団法人身延山病院	身延町梅平2483-167	(0556)62-1061	(0556)62-1306	○				30	50	80	内、小、外、整、眼

2 町内病院、診療所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市川三郷町営国民健康保険診療所	市川三郷町上野2731-1	(055) 272-7111
高橋医院	市川三郷町岩間1890	(0556) 32-2521
磯野医院	市川三郷町岩間2138	(0556) 32-1881
立川医院	市川三郷町高田2458	(055) 272-0355
溝部医院	市川三郷町市川大門1235	(055) 272-0003
一瀬医院	市川三郷町市川大門757-1	(055) 272-0183
市川メディカルクリニック	市川三郷町高田518-1	(055) 272-3337

3 町内歯科医院

名 称	所 在 地	電 話 番 号
アイボリー歯科医院	市川三郷町上野582-6	(055) 272-6688
小澤歯科医院	市川三郷町上野3081-10	(055) 272-8167
シン歯科クリニック	市川三郷町市川大門577	(055) 272-5003
滝戸歯科医院	市川三郷町岩間1588	(0556) 32-3080
村松歯科医院	市川三郷町市川大門1336	(055) 272-0063
山内歯科医院	市川三郷町市川大門1246	(055) 272-8020

○応急給水用施設・資機材等保有状況

種別		保有数	保管又は設置場所	管理者
貯水タンク兼用配水池	100 t	2 基	大塚地区	生活環境課
	2700 t	1 基	市川大門平塩配水池	生活環境課
給水タンク	軽金属 1 t	2 基	市川大門平塩配水池	生活環境課
	軽金属 1.5 t	1 基	市川大門平塩配水池	生活環境課
	軽金属 2 t	1 基	市川大門平塩配水池	生活環境課
ろ水機	エンジン 2.0m ³ /h (手動時 1.0m ³ /h)	2 台	三珠庁舎	三珠支所
		2 台	本庁舎倉庫	総務課
		3 台	六郷庁舎	六郷支所
		7 台	市川大門地区公民館	総務課
配布用ポリタンク等	6 ℓ	1,200袋	市川大門平塩配水池	生活環境課

○備蓄の状況

2021（令和3）年3月現在

品目		保管場所		
		三珠地区	市川大門地区	六郷地区
アルファー米（kg）		1,450	2,825	1,880
飲料水	ボトル（ℓ）	11,872	24,216	18,084
	耐震性貯水槽（t）			
	給水車（台、t）	1台（1t）	2台（1t、2t）	
毛布（枚）			746	
小児用おむつ（枚）		2,012	150	1,254
大人用おむつ（枚）		1,368	3,044	1,340
おしり拭き（枚）		1,680		1,190
ウォータータオル（枚）		2,520		1,680
マスク（枚）		10,730	4,110	230
ブルーシート（枚）		18	137	22
簡易トイレ（基）		8	66	29
発電機（台）		3	10	10
投光機（台）		8	18	5
ガソリン缶（個）		2	25	2
浄水器（台）			4	1
テント（張）		5	40	7
バール（本）		24	39	60
ハンマー（本）		22	44	68
スコップ（本）		22	45	69
ロープ（束）		4	132	4
バケツ（個）		20	81	25
一輪車（台）		20	24	32
使い捨て手袋（双）			4,000	
ファミリールーム（個）			30	
エアークション（個）			2,500	
簡易浄水器（台）			7	
携帯トイレセット（個）			8,050	600
トイレ用凝固剤（回分）		500	62	30
LED投光器（台） （蓄電池セット）		1	8	
LEDランタン（台）		10		10
小型照明器具（台）			12	8
救命ゴムボート（台）		1		

○指定登録文化財一覧

1 国指定文化財

No.	種別	名称	所在地	所有者
1	考古資料	神獸鏡	市川三郷町市川大門高田36	一宮浅間神社

2 国登録文化財

No.	種別	名称	所在地	所有者
1	建造物	市川教会	市川三郷町市川大門907	日本キリスト教団市川教団
2	建造物	旧二葉屋酒造店舗兼住宅主屋	市川三郷町市川大門1170	一瀬茂

3 県指定文化財

No.	種別	名称	所在地	所有者
1	建造物	表門神社の石鳥居	市川三郷町上野2767	表門神社
2	天然記念物	一瀬桑の親株	市川三郷町上野33	一瀬益長
3	〃	薬王寺のオハツキイチョウの雄株	市川三郷町上野199-1	薬王寺
4	〃	表門神社のコツブガヤ	市川三郷町上野2767	表門神社
5	史跡	大塚古墳	市川三郷町大塚	市川三郷町
6	考古資料	大塚古墳出土資料一括739点	市川三郷町大塚	市川三郷町
7	書跡	王代記	市川三郷町市川大門1223	畑川匡
8	〃	回木家文書	市川三郷町市川大門1009	回木敦
9	工芸品	銅鏡（内行花文鏡）	市川三郷町高田3696	一宮浅間神社
10	天然記念物	流通寺のビャクシン	市川三郷町高田2786	流通寺
11	〃	四尾連のリュウメンヒノキ	市川三郷町山保3607	四尾連区長
12	無形民俗文化財	山田の神楽獅子	市川三郷町落居6137	山田神楽獅子保存会
13	工芸	浄善寺鱈口	市川三郷町落居6137	浄善寺

4 町指定文化財

No.	種別	名称	所在地	所有者
1	建造物	表門神社本殿	市川三郷町上野2767	表門神社
2	〃	表門神社神楽殿	市川三郷町上野2767	表門神社
3	〃	「薬王寺」八ノ宮御座所	市川三郷町上野199-1	薬王寺
4	〃	光勝寺の仁王門	市川三郷町上野4308	光勝寺
5	〃	南村の宝篋印塔	市川三郷町上野4277	長昌院
6	彫刻	熊野神社の狛犬	市川三郷町大塚4232	熊野神社
7	〃	千手観世音菩薩像	市川三郷町上野4308	光勝寺

8	〃	不動明王像	市川三郷町上野4308	光勝寺
9	〃	毘沙門天王像	市川三郷町上野4308	光勝寺
10	〃	十二神将像	市川三郷町上野1121	禅昌寺
11	〃	薬師瑠璃光如来像	市川三郷町上野1121	禅昌寺
12	〃	日光菩薩像	市川三郷町上野1121	禅昌寺
13	〃	月光菩薩像	市川三郷町上野1121	禅昌寺
14	絵画	文珠画像	市川三郷町上野792	市川行房
15	〃	八ノ宮遺品の絵馬	市川三郷町上野199-1	薬王寺
16	〃	絵巻物	市川三郷町上野185	土屋徳義
17	〃	大塚村絵図	市川三郷町大塚4295	市川三郷町
18	書籍	御朱印状写	市川三郷町高萩	高萩区
19	工芸	八ノ宮遺品の硬	市川三郷町上野199-1	薬王寺
20	考古資料	考古資料	市川三郷町大塚	市川三郷町
21	史跡	内藤肥前の守墓	市川三郷町高萩827	内藤賢
22	〃	伊勢塚古墳	市川三郷町大塚4792	大塚区
23	〃	エモン塚古墳	市川三郷町大塚2214-13	笠井金十郎
24	〃	鳥居原狐塚古墳	市川三郷町大塚上ノ原3959	塩島甚五左衛門
25	〃	竪穴式敷石住居跡	市川三郷町大塚上ノ原4391	薬袋泰光
26	〃	一条氏墨跡	市川三郷町上野3157・3158-1	蹴裂神社
27	〃	大塚邑水路新造碑及び代官中井清太夫生祠	市川三郷町大塚1061-8	市川三郷町
28	民俗資料	富くじ	市川三郷町上野792	市川行房
29	無形民俗文化財	表門神社の太々神楽	市川三郷町上野2767	表門神社
30	天然記念物	大ケヤキ	市川三郷町上野2327	市川三郷町
31	建造物	表門神社 拝殿	市川三郷町上野2767-1	表門神社
32	〃	表門神社 随神門	市川三郷町上野2767-1	表門神社
33	〃	表門神社 鳥居	市川三郷町上野2767-1	表門神社
34	歴史資料	市川大門村並絵図	市川三郷町市川大門1785	市川三郷町
35	〃	板碑	市川三郷町市川大門1785	市川三郷町
36	工芸品	脇差（和州住正長）	市川三郷町高田2350	渡辺国博
37	建造物	熊野神社本殿	市川三郷町市川大門5154	熊野神社
38	無形民俗文化財	市川手漉和紙	市川三郷町市川大門1362-2	豊川秀雄
39	〃	子安神社神楽	市川三郷町山保（四尾連）	子安神社神楽保存会
40	〃	市川紙づくり唄	市川紙づくり唄保存会	
41	書跡	平塩寺過去帳	市川三郷町市川大門5696	花園院
42	書跡	渡辺家文書	市川三郷町高田2350	渡辺国博

43	史跡	市川陣屋跡	市川三郷町市川大門186	市川三郷町
44	〃	甲斐源氏旧趾	市川三郷町市川大門5154	市川三郷町
45	〃	押切刑場跡と青洲堤	市川三郷町向新田3111-2	市川三郷町
46	天然記念物	アララギ	市川三郷町市川大門5711	廣瀬義仙
47	〃	コノテガシワ	市川三郷町市川大門5711	廣瀬義仙
48	〃	ヒイラギ	市川三郷町山保5110	石原豊子
49	〃	熊野神社大クスギ	市川三郷町市川大門5154	熊野神社
50	〃	代官所のフジ	市川三郷町市川大門1733-1	市川三郷町
51	民俗資料	六地藏石幢	市川三郷町印沢374-2	高田1区東組長
52	〃	浄身石	市川三郷町山保（四尾連）	山保7組長
53	〃	印石	市川三郷町印沢244-1	高田1区組長
54	〃	延命石	市川三郷町市川大門5208-2	植田米助
55	〃	五丁目の山車	市川三郷町市川大門1733-1	五丁目山車保存会
56	〃	地藏石仏	市川三郷町山保（四尾連）	四尾連区長
57	〃	丸山の石龕	市川三郷町山保170	村松建夫
58	〃	愛教山の石龕	市川三郷町（愛教山）	市川三郷町
59	〃	割石峠の石龕	市川三郷町黒沢2409	高野藤雄
60	〃	桑沢の石龕	市川三郷町山保（四尾連）	山保7組長
61	〃	帯那峠の石龕	市川三郷町山保（帯那）	妙法寺檀家総代
62	〃	清水の石龕	市川三郷町山保清水	山保4組長
63	〃	近萩の石龕	市川三郷町山保（近萩）	山保5組長
64	〃	藤田の石龕（栃久保）	市川三郷町山保（藤田）	山保6組長
65	〃	藤田ヒン曲りの石龕	市川三郷町山保（藤田）	山保6組長
66	〃	堀切峠の石龕	市川三郷町山保（堀切）	山保8組長
67	〃	蛇石の石龕	市川三郷町山保（堀切）	山保8組長
68	〃	入の石龕	市川三郷町黒沢	世話人代表前島広平
69	〃	印沢いぼ地藏	市川三郷町印沢87-1	印沢区長
70	〃	蹇湖碑文	市川三郷町山保（四尾連）	四尾連区長
71	建造物	弓削神社 鳥居	市川三郷町市川大門6372	宮司齊藤實
72	〃	弓削神社 随神門	市川三郷町市川大門6372	宮司齊藤實
73	〃	弓削神社 拝殿	市川三郷町市川大門6372	宮司齊藤實
74	〃	弓削神社 本殿	市川三郷町市川大門6372	宮司齊藤實
75	無形民俗文化財	宮原浅間神社太々神楽	市川三郷町宮原1	浅間神社神楽会
76	天然記念物	双幹の榎	市川三郷町鴨狩津向867	城山神社
77	建造物	大乘寺五輪塔	市川三郷町岩間822-1	大乘寺
78	〃	旧伊勢神明宮本殿	市川三郷町楠甫495-1	伊勢神明宮氏子総代

79	彫刻	藤尾寺木造千手観音坐像	市川三郷町落居6552	藤尾寺檀家総代
80	絵画	紙本淡彩釈迦涅槃図	市川三郷町宮原1310	本定寺
81	工芸	高前寺梵鐘	市川三郷町鴨狩津向867	高前寺
82	建造物	本照寺本堂	市川三郷町落居1918	本照寺
83	工芸	本照寺梵鐘	市川三郷町落居1918	本照寺
84	〃	宮原浅間神社老番神輿	市川三郷町宮原1	浅間神社

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況

2020（令和2）年4月1日現在

	消 防 団			消防ポンプ自動車等現有台数					消 防 水 利			
	分 団 数	団 員 数	水 防 団 員 兼 務 者	普 通 消 防 車	水 槽 付 消 防 車	小型動力ポンプ			消 火 栓 （ 公 設 ）	防 火 水 槽		
				B-1 級 以 上	B-1 級 以 上	ボ 積 車 に 積 載 し の 付 車	て い な い 積 載 し の 物	手 引 動 力 ポン プ		100 m ³ 以 上	40 m ³ 未 満	20 m ³ 未 満
三 珠 地 区	3	92	92	2		7			210	11	42	14
市川大門地区	5	137	137	3	1	11	3	1	339	13	55	23
六 郷 地 区	4	127	127	1		8			226	6	81	6
本 団		16	16				2					
合 計	12	372	372	6	1	26	5	1	775	30	178	43

○簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

2021（令和3）年3月現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
日東物産(株)	富士見団地	184	市川三郷町市川大門3607-28

○危険物施設の現状

2021（令和3）年3月現在

貯 蔵 所						取 扱 所			合 計
屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 タン ク 貯 蔵 所	地 下 タン ク 貯 蔵 所	屋 外 タン ク 貯 蔵 所	移 動 タン ク 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所 （ 自 家 用 ） 【 航 空 機 】	第 一 種 販 売 取 扱 所	一 般 取 扱 所 （ 小 口 詰 替 ）	
16	3	5	34	10	6	12 (5) 【1】	0	16 (5)	102

〔災害危険箇所〕

○地すべり防止区域一覧

1 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域指定一覧

2017（平成29）年4月1日現在

農務関係（農村振興局所管）			林務関係（林野庁所管）			土木関係（国土交通省所管）		
箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名	箇所	面積	区域名
1	10.65	中見通	5	312.7	八の尻、高田、網倉、葛箆沢、山田	11	203.12	楠甫、宮原、岩間、葛箆沢、向村、加入道、狭間田、細田、市の坪、神有、湯の岡台

2 地すべり等崩壊危険地一覧（農村振興局所管）

2011（平成23）年4月1日現在

地区数	面積（ha）	農地面積	備考
5	206.1	61.1	山家、四尾連、下芦川、上野原、河頭

3 地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）

2017（平成29）年4月1日現在

箇所数	箇所名
18	法師倉、前畑、細田、楠甫、落居、神有、湯の岡台、市の坪、向村A、向村B、狭間田、加入道、葛箆沢、岩間、宮原A、宮原B、宮原C、網倉日影

○急傾斜地危険区域一覽

1 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

2017（平成29）年4月1日現在

指定区域名	大 字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	指定保全戸数 (戸)
向 村	高 萩	向 村	昭51. 9. 16	0588	1.23	6
新 田	高 萩	新 田	昭51. 9. 16	0588	1.75	5
神 明 脇	高 萩	神明脇 他	昭51. 9. 16	0588	6.29	18
中 山	中 山	居 平	昭56. 3. 26	0137	4.60	22
下 垓	垓	下 垓	昭56. 3. 26	0138	1.10	12
大 西	三 帳	大 西	昭59. 6. 18	0285	1.23	16
地 蔵 堂	下 芦 川	地 蔵 堂	昭62. 8. 13	0299	0.93	22
地 蔵 堂	下 芦 川	地 蔵 堂	平2. 11. 15	0565	0.05	3
寺 下	下 芦 川	寺 下 他	昭63. 9. 5	0402	1.07	14
日 陰	下 芦 川	向 村 他	平9. 3. 31	0130	0.36	5
別 所	八 之 尻	別 所	昭50. 9. 11	0563	1.06	7
平 畑	山 保	青 木 他	昭59. 6. 18	0286	0.71	21
平 畑 の 3	山 保	柿 先 他	昭62. 8. 13	0301	1.03	28
平 畑 の 3	山 保	柿 先 他	平2. 11. 15	0566	0.42	5
羽 場	市 川 大 門	羽 場 他	平2. 5. 24	0329	0.32	9
御 屋 敷	市 川 大 門	御 屋 敷 他	平2. 5. 24	0330	0.70	5
平 畑 の 2	山 保	天 神 原 他	平4. 4. 23	0137	0.85	17
堀 切	山 保	堀 切 他	平8. 2. 29	0111	0.93	14
法 師 倉	黒 沢	北 澤 他	平13. 9. 17	0413	0.74	14
細 田	岩 間	細 田	昭46. 7. 12	0306	4.50	44
仲 塚 上	岩 下	仲 塚 上 他	昭48. 11. 15	0682	5.97	19
鴨 狩	鴨 狩 津 向	鴨 狩 他	平9. 3. 31	0131	0.27	5
市 蔵	鴨 狩 津 向	市 蔵 他	平18. 12. 25	0621	0.23	7
家 付	鴨 狩 津 向	家 付	平18. 11. 16	0572	1.39	13
家 付	鴨 狩 津 向	家 付 他	平23. 9. 1	0374	0.39	14
谷 津	下 大 鳥 居	天 神 林	平19. 5. 17	0190	0.42	17
根 ノ 上	市 川 大 門	根 ノ 上 他	平22. 11. 18	0353	0.20	10
天 神 林	下 大 鳥 居	天 神 林	平26. 9. 25	0271	0.44	10
計	28				39.18	382

2 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

2017（平成29）年4月1日現在

危険箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
横吹	上野	横吹	5	
子持木	上野	子持木	1	
居平	中山	居平	18	中山
下垓	垓	下垓	12	下垓
神明脇	高萩	神明脇	15	神明脇
向村	高萩	向村	3	向村
向村の2	高萩	向村	3	向村
向村の3	高萩	向村	1	
古宿	高萩	古宿	5	
大西	三帳	大西	15	大西
寺下	下芦川	寺下	6	寺下
寺下の2	下芦川	寺下	5	
日陰	下芦川	日陰	1	
地藏堂	下芦川	地藏堂	12	地藏堂
根ノ上	市川大門	根ノ上	7	根ノ上
坂本	市川大門	坂本	7	羽場
羽場	市川大門	羽場	7	羽場
片山	市川大門	片山	11	
湯ノ岡	下大鳥居	湯ノ岡	5	
天神林	下大鳥居	天神林	8	
前畑	下大鳥居	前畑	1	
谷津	下大鳥居	谷津	17	
平林	下大鳥居	平林	7	
平林の2	下大鳥居	平林	6	
池尻	下大鳥居	池尻	11	
池尻の2	下大鳥居	池尻	5	
大久保	黒沢	大久保	14	
下居村	黒沢	下居村	18	
上居村	黒沢	上居村	6	
上居村の2	黒沢	上居村	10	
宮ノ尾	黒沢	宮ノ尾	20	
居平	黒沢	居平	9	
居平の2	黒沢	居平	12	
居平の3	黒沢	居平	2	

危険箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
宮 沢	八 之 尻	宮 沢	6	
堂	八 之 尻	堂	5	
別 所 沢	八 之 尻	別 所 沢	3	別所
宮 の 西	山 保	宮 ノ 西	5	
青 木	山 保	青 木	15	平畑
平 畑	山 保	平 畑	35	平畑の2・平畑の3
山 ノ 神	山 保	山 ノ 神	6	
蔵 地 場	山 保	蔵 地 場	1	
近 萩	山 保	近 萩	8	
家 ノ 上	山 保	家 ノ 上	12	
居 屋 敷	山 保	居 屋 敷	3	
宮 ノ 下	山 保	宮 ノ 下	14	
堀 切	山 保	堀 切	12	堀切
家 ノ 下	山 保	家 ノ 下	13	
花 具 曾 利	鴨 狩 津 向	花 具 曾 利	2	
源 氏 曾 利	鴨 狩 津 向	源 氏 曾 利	1	
家 付	鴨 狩 津 向	家 付	11	家付
市 蔵	鴨 狩 津 向	市 蔵	8	市蔵
津 向	鴨 狩 津 向	日 向	21	
山 岸	宮 原	山 岸	2	
鳥 屋	宮 原	鳥 屋	12	
一 ノ 沢	宮 原	一 ノ 沢	5	
西 側	葛 籠 沢	西 側	13	
宮 ノ 前	楠 甫	宮 ノ 前	17	
安 林	楠 甫	安 林	24	
細 田	岩 間	細 田	19	細田
細 田 の 2	岩 間	細 田	6	
西 神 明	岩 間	西 神 明	39	
北 ノ 前	岩 間	北 ノ 前	1	
一 ノ 坪	岩 間	一 ノ 坪	5	
天 神 林	落 居	天 神 林	5	
梅 田	落 居	梅 田	8	
神 有	落 居	神 有	5	
網 倉	落 居	網 倉	22	
網 倉 日 影	落 居	網 倉 日 影	6	
仲 塚 上	岩 下	仲 塚 上	13	仲塚上
計	70		668	

○土石流危険溪流一覽

2017（平成29）年4月1日現在

幹川名	溪流名	位置	人家戸数	公共施設数	公共建物
押出川	道林沢	道林	18	4	公会堂
〃	上野沢	〃	14	4	公会堂
芦川	川浦沢	川浦	40	4	集会所
〃	居平沢	古宿	7	1	
〃	新梨沢の1	向島	6	1	
〃	新梨沢	寺下	11	1	
〃	倉骨沢	〃	9	2	
〃	上出村沢	地藏堂	12	2	
〃	熊倉沢	古宿	0	1	発電所
〃	横沢	高萩	0	1	発電所
〃	高萩川	向村	3	2	郵便局
〃	西の沢	下垓	12	1	集会所
〃	西沢	梶林	3	1	発電所
〃	芝草沢	芝草	1	1	
〃	源氏沢	上原山	13	2	公民館
〃	塩沢川	市川大門	138	24	中学校
鳴沢川	弓削沢	〃	131	23	公民館
〃	弓削沢の2	〃	18	0	
〃	弓削沢の1	〃	14	0	
富士川	印川	印沢	179	16	公民館
〃	梅沢	高田	9	1	
〃	道場沢	下大鳥居	21	5	
〃	波柳沢	〃	21	5	
〃	八ツ沢	〃	24	6	公民館
新川	黒沢の1	黒沢	46	8	JR身延線
〃	黒沢	〃	46	6	公民館
〃	内門川	〃	52	6	郵便局
〃	黒沢入	〃	9	2	公民館
〃	桶沢	黒沢入	14	1	公民館
〃	帯那沢	帯那	12	0	
〃	薬袋田沢	〃	14	4	
〃	新川	〃	23	2	

幹川名	溪流名	位置	人家戸数	公共施設数	公共建物
新川	清水沢	清水沢	8	3	保育所
〃	蔵地場沢	芦久保	14	3	公民館
〃	法手沢	黒沢	27	2	公民館
富士川	中の沢	沖村	22	6	
〃	南村沢	南村	15	4	
〃	関屋沢	小山	29	5	
〃	塩の沢川	細田	19	10	幼稚園
山田川	岩間沢	上町	35	2	保育所
〃	加入道川	〃	24	3	幼稚園
〃	堤入川	上手方	10	4	中学校
〃	狭間田川	〃	18	1	
〃	滝の沢の2	滝沢	23	3	J R身延線
〃	滝の沢の1	〃	6	0	
〃	南沢	網倉	10	4	
〃	細久保沢	細久保	6	1	
〃	黒沢狩川の1	黒沢狩	13	1	
〃	黒沢狩川	〃	12	0	
〃	黒沢狩川の2	〃	12	5	J R身延線
〃	舟久保沢	市之坪	12	4	J R身延線
〃	市の坪川	〃	14	2	J R身延線
〃	無名沢	〃	13	3	公民館
葛籠沢	水上沢	五八	12	1	公民館
〃	五八沢	〃	14	1	公民館
〃	南沢	〃	8	0	
〃	久保沢	葛籠沢	8	2	
〃	女沢	〃	11	4	公民館
〃	葛籠沢川	宮原	5	1	
〃	すげの沢	〃	9	0	
〃	一の沢	〃	21	0	
〃	菅の沢	〃	22	1	
〃	古武沢	〃	31	2	
〃	八幡沢	津向	0	1	
三沢川	小山沢川	和田	11	2	
富士川	花草里沢	下鴨狩	0	1	衛生センター
	計	66			

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覽

1 土砂災害警戒区域、特別警戒区域 市町村別一覽

2017（平成29）年4月1日現在

市町村名	自然現象の種類	指定区域数		告示年月日	告示番号
		土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域		
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	174	173	平成19年3月19日 平成20年9月18日 平成21年3月26日 平成21年9月7日 平成24年4月19日 平成29年3月23日	山梨県告示第86号 山梨県告示第408号 山梨県告示第106号 山梨県告示第266号 山梨県告示第74号 山梨県告示第75号
	土石流	94	72		
	地滑り	85	0		
小計		353	245		

2 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覽

2017（平成29）年4月1日現在

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	湯ノ岡Ⅰ・湯ノ岡Ⅲ・道場Ⅱ	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	天神林	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	前畑・谷津	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	平林・平林2・平林Ⅲ	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	池尻	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	池尻の2-1	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	池尻の2-2	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ西-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ西-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	青木	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	平畑-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	平畑-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	山ノ神-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	蔵地場-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	蔵地場-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	蔵地場-3	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	近菘	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	家ノ上	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居屋敷	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ下	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	堀切	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	家ノ下	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	中河原Ⅱ	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	日影Ⅱ	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	清水Ⅱ	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大明地Ⅱ	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	地藏ノ上Ⅱ	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	細田	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	細田の2	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	西神明	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	北ノ前	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	根ノ上-1	○	市川大門	H20.9.18	408

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	根ノ上-2	○	市川大門	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	坂本・御屋敷Ⅱ	○	市川大門	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	羽場	○	市川大門	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	片山	○	市川大門	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大久保	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	下居村	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	上居村	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	上居村の2	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ尾-1	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ尾-2	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平の2	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平の3	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮沢	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	堂	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	別所沢	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	猿尾Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	洗平Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	洗平Ⅱの2	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	明王Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	上ノ山Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	岩下Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	堂Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	見通Ⅱ-1	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	見通Ⅱ-2	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	別所Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿Ⅱ	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿Ⅱの2	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿Ⅱの3	○	八ノ尻	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	黒沢Ⅲ	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	黒沢Ⅲの3	○	黒沢	H20.9.18	408
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	横吹	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	子持木	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平-1	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平-2	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平-3	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居平-4	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	下岱	○	岱	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-1	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-2	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-3	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-4	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-5	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神明脇-6	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村-1	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村-2	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村の2-1	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村の2-2	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村の3	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿-1	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿-2	○	高荻	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大西-1	○	三帳	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大西-2	○	三帳	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	寺下	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	寺下の2-1	○	下芦川	H21.9.7	266

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	寺下の2-2	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	日陰	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	地藏堂	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	横吹Ⅱ	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	曾根ヶ峰Ⅱ	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	曾根ヶ峰Ⅱの2	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	下境Ⅱ	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	櫛Ⅱ	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	前畑Ⅱ-1	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	前畑Ⅱ-2	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	前畑Ⅱ-3	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	石原Ⅱ-1	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	石原Ⅱ-2	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居原Ⅱ-1	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	居原Ⅱ-2	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	古宿Ⅱ	○	垓	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村Ⅱ-1	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村Ⅱ-2	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村Ⅱ-3	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向村Ⅱ-4	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向島	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	向島Ⅱの2	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	日陰Ⅱ	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	地藏堂Ⅱ-1	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	地藏堂Ⅱ-2	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	地藏堂Ⅱの2	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	花具曾利-1	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	花具曾利-2	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	源氏曾利	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	家付・家付Ⅲ	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	市蔵	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	津向-1	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	津向-2	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	津向-3	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	山岸-1	○	宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	山岸-2	○	宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	鳥屋	○	宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	一ノ沢	○	宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	西側-1	○	葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	西側-1	○	葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮ノ前	○	楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	安林	○	楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	天神林-1	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	天神林-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	梅田	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	神有落居	○	神有落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-1	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-3	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-4	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-5	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-6	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-7	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉-8	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-1	○	落居	H21.9.7	266

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-3	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-4	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-5	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	網倉日影-6	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	中塚上	○	岩下	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	市蔵Ⅱ	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	日向Ⅱ・日向Ⅱの2・日向Ⅲ	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	中ノ沢入Ⅱ	○	宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	宮狩Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	滝ノ沢Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	滝ノ沢通Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	滝ノ沢通Ⅱの2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	天神林Ⅱ-1	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	天神林Ⅱ-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	田ノ口山Ⅱ-1	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	田ノ口山Ⅱ-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	山田Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	丸山Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	南ノ入Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	東ノ入Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	細久保Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大曲Ⅱ-1	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大曲Ⅱ-2	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	大曲Ⅱ-3	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	梅田Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	矢落Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	桜田Ⅱ	○	落居	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	水上Ⅱ	○	五八	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	東ノ前Ⅱ	○	五八	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	家ノ前Ⅱ	○	五八	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	音無Ⅱ	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	急傾斜地の崩壊	市蔵Ⅱ	○	鴨狩津向	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	八ツ沢-1	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	八ツ沢-2	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	道場沢	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	波柳沢	○	下大鳥居	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	新川-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	新川-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	新川-3	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	新川-4	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	新川-5	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	清水沢	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	蔵地場沢-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	蔵地場沢-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	帯那沢		山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	葉袋田沢-1	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	葉袋田沢-2	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	葉袋田沢-3	○	山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	葉袋田沢-4		山保	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	加入道川-1	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	加入道川-2	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	堤入川	○	岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	土石流	狭間田川-1	○	岩間	H19.3.19	86

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	土石流	狭間田川-2	○	岩間	H19. 3. 19	86
市川三郷町	土石流	狭間田川-3		岩間	H19. 3. 19	86
市川三郷町	土石流	塩の沢川		岩間	H19. 3. 19	86
市川三郷町	土石流	岩間沢	○	岩間	H19. 3. 19	86
市川三郷町	土石流	源氏沢	○	上原山	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	塩沢川		市川本町	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	弓削沢-1	○	市川本町	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	弓削沢-2	○	市川本町	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	弓削沢の2	○	市川本町	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	弓削沢の1	○	市川本町	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	印川	○	印沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	梅沢	○	高田	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢の1	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	内門川	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢入-1	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢入-2	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢入-3	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢入-4	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	桶沢	○	黒沢入	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	法手沢	○	黒沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	大鳥居沢	○	仲村	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	南沢-1	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	南沢-2	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	細久保川	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢狩川の1	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢狩川		落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒沢狩川の2	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	船久保沢		落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	市の坪川	○	落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	無名沢		落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	滝の沢の2		落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	滝の沢の1		落居	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	小山沢川		鴨狩津向	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	花草里沢	○	鴨狩津向	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	関屋沢	○	楠甫	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	中の沢		楠甫	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	南村沢	○	楠甫	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	南沢	○	五八	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	水上沢	○	五八	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	五八沢-1	○	五八	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	五八沢-2		五八	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	久保沢-1		葛籠沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	久保沢-2	○	葛籠沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	女沢	○	葛籠沢	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	一の沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	菅の沢		宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	古武沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	八幡沢	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒久保沢-1	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	黒久保沢-2	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	葛籠沢川	○	宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	すげの沢		宮原	H20. 9. 18	408
市川三郷町	土石流	道林沢		大塚	H21. 9. 7	266
市川三郷町	土石流	上野沢-1	○	大塚	H21. 9. 7	266

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	土石流	上野沢-2	○	大塚	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	川浦沢	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	樋田沢	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	居平沢	○	中山	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	新梨沢の1	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	新梨沢		下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	倉骨沢	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	上出村沢	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	境川		下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	向島沢	○	下芦川	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	熊倉沢	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	横沢	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	高萩川-1		高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	高萩川-2	○	高萩	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	西の沢		埜	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	西沢	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	畑熊沢	○	畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	土石流	芝草沢	○	上野	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	狭間田-1		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-2		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-3		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-4		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-5		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-6		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-7		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-8		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	狭間田-9		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-1		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-2		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-3		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-4		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-5		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-6		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-7		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-8		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-9		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-10		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	岩間-11		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-1		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-2		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-3		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-4		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-5		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-6		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-7		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-8		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-9		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-10		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-11		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-12		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-13		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	加入道-14		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	細田-1		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	細田-2		岩間	H19.3.19	86
市川三郷町	地滑り	前畑-1		畑熊	H21.9.7	266

市町村名	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
市川三郷町	地滑り	前畑-2		畑熊	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	法師倉		黒沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-3		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-4		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-5		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-6		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-7		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-8		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	神有-9		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	湯の岡台-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	湯の岡台-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	湯の岡台-3		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-3		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-4		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-5		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-6		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村A-7		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村B-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	向村B-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	市の坪-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	市の坪-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	市の坪-3		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	楠甫-1		楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	楠甫-2		楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	楠甫-3		楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	楠甫-4		楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	楠甫-5		楠甫	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	葛籠沢-1		葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	葛籠沢-2		葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	葛籠沢-3		葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	葛籠沢-4		葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	葛籠沢-5		葛籠沢	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原C-1		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原C-2		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原C-3		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原C-4		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原B-1		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原B-2		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原A-1		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	宮原A-2		宮原	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	網倉日影-1		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	網倉日影-2		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	網倉日影-3		落居	H21.9.7	266
市川三郷町	地滑り	網倉日影-4		落居	H21.9.7	266

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	所在地	電話番号
1	市川南保育所	市川三郷町下大鳥居1558	055-272-0037
2	定林寺立正保育園	市川三郷町岩間4161	0556-32-2326
3	ひまわり保育園	市川三郷町岩間2834-3	0556-32-2726
4	上地区公民館学童クラブ	市川三郷町市川大門63-1	090-4937-3014
5	六郷放課後児童クラブ	市川三郷町岩間2917	0556-32-3898
6	市川小学校（体育館）	市川三郷町市川大門5744	055-272-2100
7	市川東小学校	市川三郷町山保6320	055-272-4895
8	六郷小学校	市川三郷町岩間2917	0556-32-2004
9	市川中学校	市川三郷町市川大門5064-1	055-272-2400
10	市川南中学校	市川三郷町黒沢1462	055-272-1516
11	六郷中学校	市川三郷町岩間2927	0556-32-2042

○山地災害危険地一覧

1 崩壊土砂流出危険地区一覧

2019（令和元）年6月現在

地区	大字、字	備考	地区	大字、字	備考
1	高田		49	落居	
2	高田		50	山家	
3	高田		51	山家	
4	下大鳥居		52	落居	
5	八之尻		53	落居	
6	市川大門		54	寺所	
7	八之尻		55	寺所	
8	八之尻		56	落居	
9	八之尻		57	落居	
10	市川大門、高田		58	落居	
11	八之尻		59	岩間	
12	八之尻		60	宮原	
13	八之尻		61	宮原	
14	市川大門、高田		62	宮原	
15	市川大門、高田		63	下芦川	
16	山家		64	下芦川	
17	黒沢		65	下芦川	
18	黒沢		66	下芦川	
19	黒沢		67	三帳	
20	黒沢		68	三帳	
21	黒沢		69	三帳	
22	黒沢		70	三帳	
23	黒沢		71	高萩	
24	黒沢		72	高萩	
25	黒沢		73	高萩	
26	落居		74	高萩	

27	落居		75	高萩	
28	黒沢		76	畑熊	
29	市川大門		77	中山	
30	市川大門		78	垓	
31	山家		79	畑熊	
32	山家		80	畑熊	
33	山家		81	畑熊	
34	上野		82	中山	
35	上野		83	中山	
36	上野		84	中山	
37	市川大門		85	中山	
38	市川大門		86	中山	
39	市川大門		87	中山、畑熊	
40	上野		88	大塚	
41	上野		89	上野、大塚	
42	上野		90	鴨狩津向	
43	上野		91	宮原、鴨狩津向	
44	上野		92	宮原	
45	山家		93	宮原	
46	山家		94	鴨狩津向	
47	黒沢		95	楠甫	
48	落居		96	楠甫	

2 山腹崩壊危険地区一覧

地区	大字、字	備考	地区	大字、字	備考
1	畑熊		21	垓	
2	高萩		22	上野	
3	下芦川		23	上野	
4	下芦川		24	山家	
5	下芦川		25	宮原	
6	高萩		26	三帳	
7	中山		27	八之尻	
8	印沢		28	黒沢	
9	下大鳥居		29	八之尻	
10	黒沢		30	八之尻	
11	黒沢		31	落居	
12	山家		32	楠甫	
13	山家		33	岩間	
14	黒沢		34	黒沢	
15	下大鳥居		35	岩間	
16	鴨狩津向		36	葛籠沢	
17	宮原		37	五八	
18	落居		38	寺所	
19	山家		39	鴨狩津向	
20	天神林		40	落居	

3 地すべり危険地区一覧

地区	大字、字	備考	地区	大字、字	備考
1	黒沢		8	葛籠沢	
2	黒沢		9	岩下	
3	黒沢		10	五八	
4	高田		11	落居	
5	高田		12	落居	
6	印沢		13	落居	
7	葛籠沢				

○重要水防区域一覧

1 国管理区域

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地先名	杆杭位置(K、m)			担当水防団体	担当建設事務所		
甲府	富士川	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大鳥居	K57上84 ～K59	135	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	市川三郷町	峡南建設事務所	富士川上流	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大鳥居	K57 ～K57上84	84	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水 水衝洗掘	B	左	市川三郷町大鳥居	K56 ～K57	111	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 洗掘されている	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪 木流し シート張り
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大鳥居	K54 ～K56	222	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	水衝洗掘	B	左	市川三郷町大鳥居	K53上50 ～K55上50	220	洗掘されている	"	"	"	木流し シート張り
	"	水衝洗掘	B	左	市川三郷町大鳥居	K52上50 ～K53上50	100	洗掘されている	"	"	"	木流し シート張り
	"	基礎地盤 漏水 堤体漏水	重点A B	左	市川三郷町大鳥居	K49上45 ～K51上90 K51上115 ～K54	511	基礎地盤漏水の生じるおそれがあり、変状履歴がある箇所 (S.57.8漏水実績あり) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 (H29対策済み：K51上90～K51上115)	"	"	"	釜段工 月の輪 築き廻し 土のう羽口
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大鳥居	K48上100 ～K49上45	75	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	重点B	左	市川三郷町大鳥居	K42上45 ～K48上85	800	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町楠甫	H309 ～H309上24	24	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	富士川中流	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町楠甫	H307上94 ～H309	230	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町楠甫	H306上80 ～H307上94	175	余裕高不足 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	積み土のう 築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町楠甫	H306下40 ～H306上80	120	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 月の輪
	"	堤体漏水	重点B	左	市川三郷町楠甫	H303上98 ～H304上180	278	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口
	"	堤体漏水 越水(溢水)	重点A 重点B	左	市川三郷町楠甫	H301上40 ～H303上98	511	堤体の変状が生じるおそれが高い箇所 余裕高不足	"	"	"	築き廻し 土のう羽口 積み土のう
	"	堤体漏水	重点B	左	市川三郷町楠甫	H301下43 ～H301上40	83	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口
	"	工作物	B	左	市川三郷町岩間	H297上210	1箇所	余裕高不足(峡南橋)	"	"	"	(幅12.6m)
	"	越水(溢水)	B	左	市川三郷町岩間	H297上100 ～H297上210	110	余裕高不足	"	"	"	積み土のう
	笛吹川	工作物	B	左	市川三郷町大塚	F51上18	1箇所	余裕高不足(JR身延線)	"	"	笛吹川	(幅7.8m)
	"	堤体漏水 基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大塚	F50 ～F58上54	925	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	富士川上流	築き廻し 土のう羽口 月の輪
"	基礎地盤 漏水	B	左	市川三郷町大塚	F47上80 ～F50	256	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	"	"	"	月の輪	
"	堤体漏水	B	左	市川三郷町上野	F39上50 ～F40	58	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口	
"	堤体漏水	B	左	市川三郷町上野	F33上26 ～F39上50	666	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	"	"	"	築き廻し 土のう羽口	

事務所名	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
		種別	階級		地名	桁杭位置(K, m)			担水防団体	担当建設事務所		
		堤体漏水	B	左	市川三郷町市川大門	F32上54 ～F33上26	72	堤体の変状が生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口
		堤体漏水	B	左	市川三郷町市川大門	F31上35 ～F32上54	112	堤体の変状が生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口
		堤体漏水	重点B	左	市川三郷町新田	F25上48 ～F31上35	536	堤体の変状が生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口
		堤体漏水	重点B	左	市川三郷町新田	F23上57 ～F25上48	201	堤体の変状が生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口
		堤体漏水 基礎地盤漏水	重点B	左	市川三郷町新田	F20上50 ～F23上57	283	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口 月の輪
		工作物	B	左	市川三郷町貝子沢	F14上50	1箇所	余裕高不足(三郡東橋)				(幅10.2m)
		堤体漏水 基礎地盤漏水	B	左	市川三郷町貝子沢	F13上20 ～F20上50	827	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口 月の輪
		水衝洗掘 堤体漏水 基礎地盤漏水	A 重点B B	左	市川三郷町高田	F10下15 ～F13上20	334	洗掘されている 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				木流し シート張り 築き廻し土のう羽口 月の輪
		堤体漏水 基礎地盤漏水	重点B	左	市川三郷町高田	F5上100 ～F10下15	437	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口 月の輪
		堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝洗掘	重点B B B	左	市川三郷町高田	F4上70 ～F5上100	134	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 洗掘されている				築き廻し土のう羽口 月の輪 木流し シート張り
		堤体漏水 基礎地盤漏水	重点B	左	市川三郷町高田	F2上54 ～F4上70	192	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口 月の輪
		堤体漏水 基礎地盤漏水	重点A B	左	市川三郷町高田	F2下30 ～F2上54	84	堤体の変状が生じるおそれが高い箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所				築き廻し土のう羽口 月の輪
		堤体漏水 基礎地盤漏水 水衝洗掘	重点B B B	左	市川三郷町高田	F0上40 ～F2下30	147	堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 洗掘されている				築き廻し土のう羽口 月の輪 木流し シート張り
		水衝洗掘	B	左	市川三郷町高田	F0下10 ～F0上40	50	洗掘されている				木流し シート張り
		水衝洗掘	A	右	市川三郷町貝子沢	F18上60 ～F22	373	洗掘されている				木流し シート張り
		水衝洗掘	A	右	市川三郷町貝子沢	F14上100 ～F18上60	396	洗掘されている				木流し シート張り
		水衝洗掘	B	右	市川三郷町高田	F5上50 ～F6	83	洗掘されている				木流し シート張り

凡例 富→富士川、笛→笛吹川、K→釜無川、H→富士川、F→笛吹川

2 県管理区域

建設部水防支部名	担当水防管理団体名	河川名	位置		左右岸別	延長(m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
			大字	字			階級	種別		
	峡東計									
峡南	指 市川三郷町	芦川	下芦川	村中橋上	左	0	b	堤防高	護岸老朽	甲府市上九一色出張所 水防倉庫
				村中橋下	右	30	b			
						90	a			
		押出川	大塚	大塚橋上	右	30	a	堤体強度	護岸不完全	
		芦川	上原	取水口下	左	50	a	水衝箇所	護岸洗掘	芦川橋上 第1水防倉庫
		新川	帯那	万年橋上	左	30	b			新川水防倉庫
					右	50	b			
			黒沢	下宿・中宿・ 上宿・関外	右	500	a			
		葛籠沢川	葛籠沢	一本松橋下	左	40	b	漏水箇所	漏水	市川三郷町 六郷庁舎水防倉庫
		宮原川	宮原	上村	左	20	b	堤防高	通水断面不足	
					右	20	b			
	峡南計									
峡南	指 市川三郷町	芦川	下芦川	村中橋	左	1箇所	b	工作物 (橋梁)	流水疎通障害 村中橋(管理者:市川三郷町)	上九一色水防倉庫
		押出川	大塚	大塚橋	左	1箇所	a		流水疎通障害 大塚橋(管理者:市川三郷町)	市川三郷町 水防倉庫
				右						

○浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム りんどうの里	市川三郷町高田3043	055-272-3355
2	特別養護老人ホーム 清珠荘	市川三郷町岩間5000	0556-32-3838
3	地域密着型介護老人福祉施設 りんどうの里	市川三郷町高田3043	055-272-3355
4	地域密着型介護老人福祉施設 うぐいすの森	市川三郷町下大鳥居2131	055-272-0036
5	峡南医療センター介護老人施設ケアセンターいちかわ	市川三郷町市川大門416	055-272-5121
6	デイサービス いちかわ	市川三郷町市川大門1577-1	055-272-5556
7	市川三郷デイサービスセンター	市川三郷町市川大門416	055-272-5169
8	デイサービス はなもも	市川三郷町市川大門2035-1	055-272-6262
9	やさしい手 市川大門事業所	市川三郷町市川大門1388-4	055-240-4230
10	デイサービス ふじざくら	市川三郷町市川大門706	055-272-2827
11	デイサービスセンター 水の郷	市川三郷町高田91-1	055-278-8255
12	JA山梨みらいデイサービス ほほえみ	市川三郷町岩間2083	0556-32-5002
13	機能回復センター ありがとう	市川三郷町岩間4616-1	0556-32-3800
14	希会 きりあ	市川三郷町上野1563-1	055-272-7011
15	ワークハウス きのこ	市川三郷町黒沢880	055-288-0398
16	高齢者生きがい活動支援通所事業所	市川三郷町市川大門646-3	055-272-7600
17	ひかりの家学園	市川三郷町市川大門1783-2	055-272-3207
18	市川富士見保育所	市川三郷町高田152-1	055-272-0260
19	市川南保育所	市川三郷町下大鳥居1558	055-272-0037
20	高田保育園	市川三郷町高田2786-2	055-272-4862
21	定林寺立正保育園	市川三郷町岩間4161	0556-32-2326
22	子ども館友優学童クラブ	市川三郷町市川大門3710-19	055-272-5226
23	じどうかん学童クラブ	市川三郷町市川大門1000-1	055-230-3139
24	上地区公民館学童クラブ	市川三郷町市川大門63-1	090-4937-3014
25	たかた学童クラブ	市川三郷町印沢71-1	055-272-3500
26	だいどう学童クラブ	市川三郷町黒沢598-1	055-272-4181
27	峡南医療センター市川三郷病院	市川三郷町市川大門428-1	055-272-3000
28	認定こども園 市川幼稚園	市川三郷町市川大門1782-1	055-272-0156
29	認定こども園 市川南幼稚園	市川三郷町市川大門561	055-272-1471
30	県立市川高等学校	市川三郷町市川大門1733-2	055-272-1161
31	県立青洲高等学校	市川三郷町市川大門1733-2	055-272-1161

○水防倉庫一覽

河川名	倉庫		管理責任者	倉庫鍵保者	所在地		資材							器具			
	名称	面積			大字	字	丸太(本)	空俵(枚)	礎(枚)	縄(kg)	蛇籠(本)	鉄線(kg)	詰土(m ³)	ジョウレンスコップツルハシ	鎌・鉋鋸丁	ペンチタター丁	照明具(灯)
芦川	町屋水防倉庫	33.0	市川三郷町長	土木整備課	上野	籠鼻	0	1,319	—	3卷	58	100	—	28	18	4	9
押出川	道林水防倉庫	31.5	〃	〃	大塚	道林	50	2,000	—	5卷	48	300	—	42	17	2	9
芦川	高萩水防倉庫	20.0	〃	〃	高萩	向村	—	100	—	6卷	—	200	—	27	17	4	5
〃	芦川橋上第1水防倉庫	22.2	〃	〃	市川大	宅地	150	2,000	—	2	—	100	6	10	3	3	2
〃	芦川橋下第2水防倉庫	33.0	〃	〃	〃	橋場下	50	600	50	2	—	100	3	10	3	3	2
新川	新川水防倉庫	22.2	〃	〃	黒沢	前田	150	2,000	—	2	—	100	6	15	3	3	2
富士川・山田川・三沢川・葛籠沢川・宮原川	六郷町資機材倉庫	14.9	〃	〃	岩間	西町	—	1,000	—	3	30	200	5	32	15	5	5

○農業用取水堰及び水門一覧

河川名	名 称	位 置	管 理 者	構 造	備 考
笛 吹 川	大 塚 揚 水 機 場	市川三郷町大塚地内	市川三郷町長	手動巻上式	かんがい用
〃	大 塚 排 水 機 場	市川三郷町大塚地内	〃	〃	排 水 用
〃	上 野 排 水 機 場	市川三郷町上野地内	〃	〃	〃
〃	向 新 田 排 水 樋 管	市川三郷町市川大門地内	〃	自動巻上式	逆流防止用
〃	大 正 田 揚 水 機 場	市川三郷町高田地内	〃	手動巻上式	かんがい用
芦 川	川 浦 堰	市川三郷町上野地内	〃	自動巻上式	〃
〃	芝 草 堰	市川三郷町上野地内	〃	〃	〃
〃	三 珠 堰	市川三郷町上野地内	〃	手動巻上式	〃
〃	大 汀 堰	市川三郷町市川大門地内	〃	自動巻上式	〃
〃	欄 干 堰	市川三郷町市川大門地内	〃	手動巻上式	〃
〃	向 新 田 堰	市川三郷町上野地内	〃	〃	〃
富 士 川	下大鳥居排水機場	市川三郷町下大鳥居地内	〃	〃	排 水 用
〃	黒沢開田揚水機場	市川三郷町黒沢地内	〃	手 動	かんがい用
〃	大 同 排 水 機 場	市川三郷町黒沢地内	〃	手動巻上式	排 水 用
〃	岩 間 排 水 樋 管	市川三郷町岩間地内	〃	自動巻上式	逆流防止用
〃	岩間第2排水樋管	市川三郷町岩間地内	〃	〃	〃
〃	岩間第3排水樋管	市川三郷町岩間地内	〃	手動巻上式	〃
〃	楠 甫 排 水 樋 管	市川三郷町楠甫地内	〃	自動巻上式	〃
〃	楠甫第2排水樋管	市川三郷町楠甫地内	〃	〃	〃
〃	鴨 狩 排 水 樋 管	市川三郷町鴨狩津向地内	〃	〃	〃
富 士 川	鴨 狩 揚 水 樋 管	市川三郷町鴨狩津向地内	市川三郷町長	手動巻上式	かんがい用
〃	楠 甫 揚 水 機 場	市川三郷町楠甫地内	六郷土地改良区	〃	〃
葛籠沢川	岩 間 排 水 機 場	市川三郷町岩間地内	市川三郷町長	〃	排 水 用
新 川	帯 那 堰	市川三郷町山保地内	〃	頭 首 工	かんがい用
〃	新 川 堰	市川三郷町黒沢地内	〃	手動巻上式	〃
〃				頭 首 工	〃
山 田 川	細 田 排 水 樋 管	市川三郷町岩間地内	〃	自動巻上式	逆流防止用
鳴 沢 川	高田排水機場 (鳴沢川水門)	市川三郷町高田地内		手動巻上式	排 水 用

○避難のための立退き区域等一覧

建設事務所 水防支部名	河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
峡南建設事務所水防支部	富士川	市川三郷町楠甫	人 120	楠甫公民館	町道・県道利用
〃	葛籠沢川 山田川	〃 岩間	320	六郷町民会館	町道・県道利用
〃	〃	〃 〃	400	六郷小・中学校体育館	町道・県道利用
〃	葛籠沢川	〃 葛籠沢	120	葛籠沢公民館	町道利用
〃	山田川	〃 落居	150	旧落居小学校体育館	町道・県道利用
〃	三沢川	〃 鴨狩	120	鴨狩公民館	〃
〃	宮原川	〃 宮原	120	宮原公民館	町道利用
〃	笛吹川	〃 大正田	20	市川小学校	町道・県道利用
〃	新川	〃 黒沢	60	市川南小中学校	〃
〃	押出川	〃 大塚桃林橋	300	道林公会堂 甲斐上野駅	〃

○湛水防除施設

施設名	所在地	受益面積	規模	排水先河川
大塚排水機場	市川三郷町大塚地内	60ha	ポンプ エンジン φ900 2台 105PS 2台	押出川
上野排水機場	市川三郷町上野地内	43ha	ポンプ エンジン φ800 2台 65PS 2台	笛吹川
高田排水機場	市川三郷町高田地内	299ha	ポンプ φ700 4台	笛吹川
下大鳥居排水機場	市川三郷町下大鳥居地内	47ha	ポンプ エンジン φ800 2台 115PS 2台	富士川
大同排水機場	市川三郷町黒沢地内	37ha	ポンプ φ1200 1台 ポンプ φ700 1台 エンジン 250PS 1台 エンジン 80PS 1台	富士川
岩間排水機場	市川三郷町鴨狩津向地内	56ha	ポンプ エンジン φ800 2台 85PS 2台	葛籠沢川

○農業用ため池施設

地域名	施設名	所在地	形式	受益面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	築造 年度	備考
落居	西沢ため池	市川三郷町 落居地内	傾斜コア型 アースダム	12	14,600	14.8	大正7年	市川三郷町所有 地元組合管理
葛籠沢	葛籠沢ため池	市川三郷町 葛籠沢地内	中心コア型 アースダム	14.1	4,900	4	明治45年	市川三郷町所有 地元組合管理

○雨量観測所一覧

1 県所管

建設事務所名	観測場所	観測所名
峡南	市川三郷町大字高田111-1	峡南建設事務所
〃	市川三郷町落居2056	落居台

○雨量観測局

- ・峡南建設事務所

設置場所：市川三郷町高田111-1

- ・落居台

設置場所：市川三郷町落居2056

時間雨量 20mm

累計雨量 80mm

に達したとき



2 県管理以外の雨量観測所

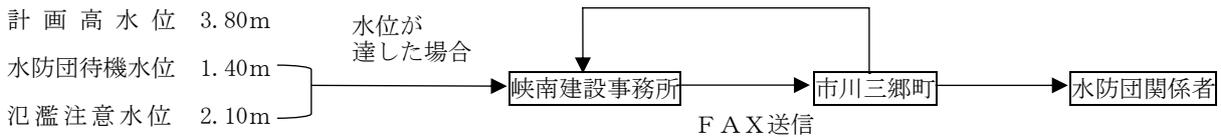
河川名	観測所名	所管官庁名	位置	自記普通別		観測所名
				自	普	
釜無川	市川大門雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	市川三郷町市川大門	○	○	富士川上流出張所
富士川	甲斐岩間雨量観測所	身延工務区	市川三郷町岩間	○		身延工務区
〃	鰻沢口雨量観測所	〃	市川三郷町黒沢	○		〃
〃	甲斐上野雨量観測所	〃	市川三郷町上野	○		〃

○水位観測所一覧

河川名	水観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	消防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	関係管理団体	摘要
芦川	芦川橋	市川三郷町市川大門3079	峡南	0.50	0.80	1.30	山梨県	
鳴沢川	鳴沢川	市川三郷町高田908	〃	1.40	2.10	—	山梨県	

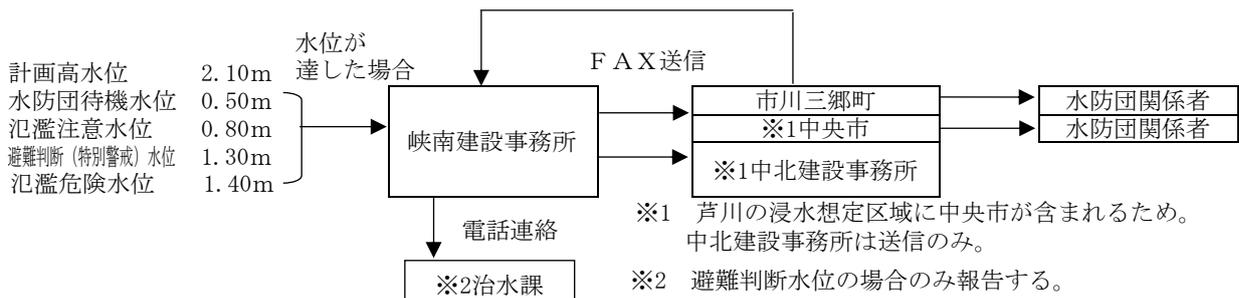
○鳴沢川 水位観測局

設置場所：鳴沢川樋管ゲート手前（市川三郷町高田908） F A X受信済
連絡（F A X）



○芦川 水位観測局（水防法大13条2項による周知河川）

設置場所 清洲橋 右岸下流120m F A X受信済
連絡（F A X）



○防災ライブカメラ設置箇所一覧

設置場所	本庁舎	大汀用水制水門	新田橋	高田排水機場	下大鳥居排水機場	大同排水機場	三珠庁舎	大塚小学校	上野排水機場	大塚排水機場	六郷庁舎	つむぎの湯	簡易水道木戸前水源	岩間排水機場	山田橋
	市川大門地区						三珠地区			六郷地区					

○異常気象時における道路等通行規制基準

1 主要地方道

路線名	管理事務所名	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)				
主要地方道 笛吹市川三郷線	峡南建設 事務所	甲府市古閑町国道358号分岐～ 市川三郷町川浦交差点		11.0	連続雨量 80mm以上 時間雨量 20mm以上	右左口峠	落石

2 一般県道

路線名	管理事務所名	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容	迂回路
		区間	延長 (km)				
一般県道 四尾連湖公園線	峡南建設 事務所	市川三郷町山保(集落下)～ 市川三郷町(広域農道交差点)		8.7	連続雨量 80mm以上	峡南建設事務 所 落居台	土砂崩落、 落石
一般県道 山保久那土線	〃	市川三郷町(四尾連湖公園線交差点)～ 身延町熊沢(熊沢橋)		6.9	連続雨量 80mm以上	峡南建設事務 所 落居台	土砂崩落、 落石

〔輸送関係〕

○庁用車両一覧

緊急通行 車両事前 登録済	車名	ナンバー	管理区分	備考
	カローラバン	山梨400す6726	財政課	
	ニッサンサニーバン	山梨44た7586	財政課	スピーカー付き
	ミツビシミニカ	山梨50そ9355	財政課	
	スズキアルト	山梨40ほ9311	財政課	
	ニッサンクリッパーバン	山梨483く3310	財政課	
	ホンダアクティ	山梨40ふ5320	財政課	
	ニッサンクリッパーバン	山梨483き3310	財政課	
	ヒノ（バス）	山梨200さ454	財政課	甲斐源氏号
	三菱ミニキャブ	山梨40ま190	財政課	軽トラック
	トヨタハイエース	山梨300ぬ7384	財政課	コミュニティバス三珠線
	キャラバン	山梨200さ390	財政課	コミュニティバス三珠線
	ホンダインサイト	山梨500め659	財政課	
	トヨタクラウン	山梨57も44-68	財政課	
	トヨタカローラアレックス	山梨500ち36-44	財政課	
	ニッサンマーチ	山梨531く3310	財政課	
	ミツビシekワゴン	山梨580す9735	財政課	
	トヨタシエンタ	山梨500め9060	財政課	
	ニッサンルークス	山梨583ほ3310	財政課	
	ミツビシキャンター	山梨430せ3310	財政課	2トン
	ホンダアクティ	山梨480く4283	財政課	
	トヨタハイエース	山梨300つ294	財政課	10人乗り
	トヨタクラウン	山梨332は3310	政策秘書課	リース車両
	ミツビシekワゴン	山梨580せ9217	政策秘書課	
	リエッセステップリフトバス	山梨230あ3310	防災課	ぼんぼん号
	ハイエース	山梨300ぬ7383	防災課	コミュニティバス山保線
	ニッサンウイングロード	山梨800す851	防災課	本部車スピーカー付き
	トヨタランドクルーザー	山梨88す9799	防災課	本部車スピーカー付き
	ダイハツ	山梨883あ101	防災課	消防車（三珠支所）
	スバル	山梨80あ430	防災課	消防車（六郷支所）
	スズキワゴンR	山梨580す3223	総務課	リース車両
	ニッサンステーションワゴン	山梨58す264	町民課	
	ダイハツハイゼットトラック	山梨480さ4897	生活環境課	軽ダンプ、リース車両
	日産クリッパーバン	山梨480け538	生活環境課	リース車両
	トヨタカローラフィールダー	山梨500て6766	生活環境課	
	トヨタハイゼットカーゴ	山梨480さ1176	生活環境課	リース車両

緊急通行 車両事前 登録済	車名	ナンバー	管理区分	備考
	ミツビシキャンター	山梨44つ3429	生活環境課	ダンプ
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480さ6724	生活環境課	リース車両
	トヨタライトエース	山梨44つ5751	生活環境課	トラック
	トヨタトヨエース	山梨100さ7088	生活環境課	給水車
	ダイハツハイゼットトラック	山梨480す856	生活環境課	リース車両
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480さ4898	生活環境課	リース車両
	ダイハツハイゼットトラック	山梨480あ8851	生活環境課	
	トヨタシエンタ	山梨501す3294	いきいき健康課	リース車両
	トヨタシエンタ	山梨501た1211	いきいき健康課	リース車両
	ホンダフィット	山梨500ゆ1784	いきいき健康課	スピーカー付
	スズキアルト	山梨501の6115	いきいき健康課	リース車両
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480え5020	いきいき健康課	リース車両
	ニッサンクリッパーバン	山梨480さ3767	つむぎの湯	リース車両
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480か9045	福祉支援課	
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480か3265	福祉支援課	
	ダイハツミライース	山梨580と253	福祉支援課	
	トヨタレジアスエース	山梨800す1084	福祉支援課	
	ホンダディオ	市川三郷町い1856	福祉支援課	原動機付自転車
	ホンダディオ	市川三郷町い1857	福祉支援課	原動機付自転車
	トヨタカローラフィールダー	山梨500め2252	まちづくり推進課	リース車両
	ニッサンウィングロード	山梨500め7874	まちづくり推進課	リース車両
	トヨタカローラフィールダー	山梨501さ4566	商工観光課	リース車両
	ダイハツハイゼットトラック	山梨480く7419	商工観光課	リース車両
	RAV4	山梨300ま5108	土木整備課	リース車両
	ハイゼットトラック	山梨480け3263	土木整備課	リース車両
	RAV4	山梨300め9609	土木整備課	リース車両
	ハイゼットトラック	山梨480さ5786	土木整備課	リース車両
	ハイゼットトラック	山梨480う5787	土木整備課	リース車両
	トヨタプロボックス	山梨400せ4546	農林課	
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480く8279	農林課	リース車両
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480え6733	農林課	リース車両
	日野 (キャブオーバー)	山梨200さ584	教育総務課	スクールバス (三珠)
	トヨエース	山梨100す3415	教育総務課	給食車 (給食センター)
	ホンダアクティ	山梨480き2870	教育総務課	(給食センター)
	トヨタ (キャブオーバー)	山梨200さ719	教育総務課	スクールバス (市川中)
	トヨタ (キャブオーバー)	山梨200さ204	教育総務課	スクールバス (市川南小)
	トヨエース	山梨100す774	教育総務課	給食車 (給食センター)
	日野	山梨100さ9373	教育総務課	給食車 (給食センター)
	ミツビシ	山梨480あ5364	教育総務課	給食指導車 (給食センター)

緊急通行 車両事前 登録済	車名	ナンバー	管理区分	備考
	トヨタ	山梨11そ7344	教育総務課	給食車（給食センター）
	スバル	山梨40ふ114	生涯学習課	
	ニッサンワゴン	山梨58そ4223	保育課	通園バス
	トヨタ	山梨300そ25-66	保育課	リース車両
	ダイハツ	山梨480く7420	三珠支所	リース車両
	ダイハツ	山梨480さ5750	三珠支所	リース車両スピーカー付
	スバルサンバー	山梨40も9241	三珠支所	
	トヨタコースター	山梨22す3881	三珠支所	22人乗り
	ダイハツハイゼットトラック	山梨480こ9318	六郷支所	リース車両
	トヨタ RAV4	山梨300ま5487	六郷支所	リース車両
	ダイハツハイゼットカーゴ	山梨480こ9319	六郷支所	リース車両

○飛行場外離着陸場一覧

2021（令和3）年3月現在

区分	名称	所在地	電話番号
場外離着陸場	市川三郷町市川大門総合グラウンド	市川三郷町高田682	—
緊急離着陸場	市川三郷町歌舞伎文化公園ふれあい広場	市川三郷町上野3158	—
	市川三郷町市川公園グラウンド	市川三郷町印沢953	—
	市川三郷町市川大門農村広場	市川三郷町山保5252	—
	市川三郷町富士見ふれあいの森公園イベント広場	市川三郷町岩間3700	—
	市川三郷町富士見スポーツ公園野球場	市川三郷町岩間2967	—
	富士川防災公園ヘリポート	市川三郷町市川大門3311-2	(055) 272-0040 (国土交通省富士川上流出張所)

○ヘリコプター主要発着場一覧

2021（令和3）年3月現在

施設名	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ) (m)	消防署から の所要時間 (分)
			大型	中型	小型		
市川大門総合グラウンド	高田682	町 長	○			200×120	10
市川高校校庭	市川大門1733-2	学 校 長	○			150×100	15
市川中学校校庭	市川大門5064-1	〃		○		140×80	15
市川小学校校庭	市川大門5744	〃		○		100×70	15
市川南小学校校庭	黒沢1420	〃		○		100×70	15
市川東小学校校庭	山保6320	〃			○	50×50	20
六郷中学校校庭	岩間2927	〃			○	65×130	18
富士川河川敷地	楠甫282-1	国土交通省		○		200×50	20
山宮スポーツ広場	宮原120	宮原区長			○	30×50	23
富士川河川敷地 (スポーツ広場)	鴨狩津向5167	国土交通省			○	30×65	20
三珠農村広場	上野3552	町 長				105×118	7
三珠中学校校庭	上野2628	学 校 長				60×80	6
大塚小学校校庭	大塚4264	〃				70×31	12
旧下九一色中学校跡地	高萩829	町 長			○	50×20	15

○自衛隊宿泊施設一覧

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
三珠中学校体育館	市川三郷町上野2697	300
上野小学校体育館	市川三郷町上野4916	200
町民大塚体育館	市川三郷町大塚4257	150
三珠総合福祉センター	市川三郷町上野2714-2	130
ふるさと交流センター	市川三郷町大塚4763	150
市川小学校体育館	市川三郷町市川大門5744	800
市川中学校体育館	市川三郷町市川大門5064-1	950
市川南小中学校	市川三郷町黒沢1420 (小) /1462 (中)	453
高田地区公民館	市川三郷町印沢71-1	212
山保地区公民館	市川三郷町山保6360-1	150
大同地区公民館	市川三郷町黒沢872-1	230
六郷小中学校体育館	市川三郷町岩間2917 (小) /2927 (中)	300

※上記施設は全て指定避難所

〔 条 例 等 〕

○市川三郷町防災会議条例

平成17年10月1日

条例第17号

改正 平成24年9月19日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、市川三郷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市川三郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例20・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第6号及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人、1人、9人、2人及び3人とする。

7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(平24条例20・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○市川三郷町災害対策本部条例

平成17年10月1日

条例第18号

改正 平成24年9月19日条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市川三郷町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例20・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部に班を置くものとする。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○市川三郷町災害対策本部活動要領

平成17年10月1日

訓令第11号

改正 平成19年3月30日訓令第19号

平成20年9月25日訓令第16号

平成28年3月17日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市川三郷町災害対策本部条例（平成17年市川三郷町条例第18号）第4条の規定に基づき、市川三郷町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動に関する事項を定めるものとする。

(活動の始期及び終了の時期)

第2条 本部長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 副本部長は、統括又は会計管理者をもって充てる。

(本部員)

第4条 本部員は、統括、会計管理者、教育長、各課の課長、議会事務局長、支所長及び本部長の指名する職員とする。

(班及びその分掌)

第5条 本部に、班を置き、その名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとし、班長は、分掌に定める者をもって充てる。

(班長会議)

第6条 班長会議は、各班長をもって構成する。

2 班長会議は、本部長が招集する。

(本部の配備基準等)

第7条 本部の配備の基準は、別表第2のとおりとする。

2 各班長は、前項の配備基準により、分掌事務について、あらかじめ配備計画をたて、これを職員に周知徹底するとともに、この編成計画を本部長に提出するものとする。編成表を修正した場合も同様とする。

(配備発令下及び発令後の活動)

第8条 第1 配備下の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 本部員は、本部に参集し、相互に情報を交換し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 本部員は、情勢又は連絡に即応して、臨時職員に対し、必要な指示を行う。

(3) 配備について職員の人数は、状況により各班長において増減する。

(4) 配備発令後は、各班長は、災害対策本部活動に全力を集中するものとする。

(非常参集)

第9条 本部員及び班の職員は、勤務時間外及び休日において災害が発生したとき、又は災害が発生する

おそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の班と連絡を取り、必要あるときは、所定の場所に参集するものとする。

(県との連絡等)

第10条 本部長は、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県その他関係機関と密接な連絡を取り、災害の予防及び災害応急対策を講ずるものとする。

2 各班は、連絡員1人を、配備態勢が発令されたときは、所定の場所に常駐させ、本部との連絡に当たらせるものとする。

(被害報告)

第11条 各班長は、分掌事務に関する被害状況を別記様式により防災班を経由して逐次本部長に報告するものとする。

(事務局)

第12条 本部の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、防災課長をもって充てる。

(その他)

第13条 出張所、保育所又は学校給食共同調理場に勤務する職員等は、各班の要請に応じ協力するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第19号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

班の事務分掌

班 名	分 掌 事 務
政策秘書班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営の総括に関すること。 2 住民の避難対策及び被害状況の収集に関すること。 3 復旧・復興支援に係る区長、住民等からの陳情対応。 4 他行政、各種団体等からの視察に関すること。 5 その他、政策秘書課分掌事務に関すること。
防 災 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部に係る事務、連絡調整。 2 班長会議に係る事務、進行。 3 各班及び関係機関（警察、消防、自衛隊、電力会社、NTT）との連絡調整。 4 被害情報の収集、伝達、発信に関すること。 5 公共交通機関の運行状況及び道路等の規制に関すること。 6 消防団の災害対応活動に係る協議、調整、情報収集、伝達、発信。 7 気象に関する情報の収集、伝達、発信（発表）。 8 気象情報、地震情報をふまえ、必要に応じた配備体制に関すること。 9 防災行政無線の運用に係る依頼に対する受理、不受理及び緊急放送に関すること。 10 各区又は各地区の自主防災会との連絡調整に関すること。 11 山梨県、他市町村、協定締結先、警察、消防、自衛隊等への応援要請（支援）に関すること。 12 国や県から求められる被害等の報告に関すること。 13 災害等派遣車両に係る申請、受理、許可。 14 その他、防災課分掌事務に関すること。
総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の身の安全確保と避難誘導。 2 職員の配備体制に関すること。 3 職員の被災状況調査及びそれに伴った給付金又は支給品に関すること。 4 本庁舎の被災状況の確認及び応急対策に関すること。 5 全庁舎の情報システム（PC等）機器及びデータの保全に関すること。 6 防災班が行う業務の応援に関すること。 7 その他、総務課分掌事務に関すること。
財 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有財産の被害状況の調査及び復旧に関すること。 2 公用車の管理及び配備。 3 不足する車両の緊急調達に関すること。 4 公用車の緊急通行（輸送）に係る確認申請に関すること。 5 災害応急措置関係の予算に関すること。 6 復旧・復興に係る資金調達に関すること。 7 その他、財政課分掌事務に関すること。
町 民 班 (国保診療所を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害及び物的被害の情報収集（調査）集約。 2 避難所の開設、運営に関すること。 3 義援金に関すること。 4 国保診療所の被災状況調査及び閉鎖所、その他業務に関すること。 5 医療救護班の編成及び巡回治療に関すること。 6 遺体の検案に関すること。 7 医薬品その他衛生材料の確保に関すること。 8 西八代郡医師会との連絡に関すること。 9 その他、町民課分掌事務に関すること。

税 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営に関する事。 2 被災による町税等の減免措置等に関する事。 3 り災に係る建物等調査及び罹災証明書発行に関する事。 4 その他、税務課分掌事務に関する事。
いきいき健康班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来所中の学童の身の安全確保及び被害拡大防止に関する事。 2 つむぎの湯来館者の身の安全確保と避難誘導。 3 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 4 被災者に対する援護及び相談に関する事。 5 応急医療及び医薬品その他衛生資機材の確保及び配給に関する事。 6 救護所の設置に関する事。 7 避難所及び在宅被災者に対する感染症予防その他保健衛生の応急対策に関する事。 8 保健師の連絡調整に関する事。 9 要配慮者に対する支援に関する事。 10 その他、いきいき健康課分掌事務に関する事。
福祉支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法に基づく活動及び被災者生活再建支援法に基づく活動に関する事。 2 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 当班の業務に関わる相談に関する事。 4 保健師の連絡調整に関する事。 5 要配慮者に対する支援に関する事。 6 避難行動要支援者の登録に関する事。 7 福祉避難所の開設・運営又は運営支援に関する事。 8 町社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営支援に関する事。 9 その他、福祉支援課分掌事務に関する事。
保 育 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 在園中の園児等の身の安全確保及び被害拡大防止に関する事。 2 各園舎の被害状況の確認及び集約に関する事。 3 休日等に災害発生した際の園児等の安否確認に関する事。 4 保育士の災害対応及び体制に関する事。 5 被災園児に対する教育物資の支給又はあっせんの協力に関する事。 6 避難所の開設、運営に関する事。 7 その他、保育課分掌事務に関する事。
農 林 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 2 畜産関係の被害調査及び応急対策に関する事。 3 病虫害防除に関する事。 4 農業等被害に係る補助金、助成金等支援に関する事。 5 その他、農林課分掌事務に関する事。
商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業及び観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 住民（同居人含む）の食糧、生活必需品等の確保及び配布に関する事。 3 帰宅困難者、滞留者の対策に関する事。 4 いわゆるプッシュ型物資及び一般者等からの救援（支援）物資の受入及び配布に関する事。 5 避難所の開設、運営に関する事。 6 商工業及び観光施設被害に係る補助金、助成金等支援に関する事。 7 その他、商工観光課分掌事務に関する事。

生活環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水対策に関する事。 2 上下水道被害状況に関する事。 3 上下水道応急復旧に関する事。 4 清掃及び防疫その他、衛生の応急対策に関する事。 5 被災地の環境保全に関する事。 6 ごみ、し尿の収集及び処理に関する事。 7 仮設トイレの設置に関する事。 8 遺体の収容及び仮安置に関する事。 9 その他、生活環境課分掌事務に関する事。
土木整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係施設及び設備の応急復旧に関する事。 2 道路及び橋梁、河川の被害調査及び応急復旧に関する事。 3 道路等上にある障害物の撤去（除去）に関する事。 4 被害拡大防止に関する事。 5 応急復旧資材の調達に関する事。 6 取水口の応急対策に関する事。 7 町建設業協会との連絡調整及び支援依頼に関する事。 8 山地災害危険箇所の巡視、応急対策に関する事。 9 林業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 10 湛水防除施設の運転に関する事。 11 その他、土木整備課分掌事務に関する事。
まちづくり推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町営・町有住宅の被害調査、応急対策等に関する事。 2 一般住家の被害調査、応急対策等に関する事。 3 町営・町有住宅に係る障害物の撤去（除去）に関する事。 4 応急危険度判定に関する事。 5 町営・町有住宅の応急修理に関する事。 6 一般住家に係る相談業務、改修に係る情報提供及び支援に関する事。 7 応急仮設住宅等に関する事。 8 その他、まちづくり推進課分掌事務に関する事。
出納班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災に係る復旧・復興等の経費の支払に関する事。 2 義援金の保管に関する事。 3 その他、出納室分掌事務に関する事。
議会班	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会災害対策本部と町災害対策本部との連絡調整に関する事。 2 その他、議会事務局分掌事務に関する事。
教育総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 在学中の児童生徒等の身の安全確保及び被害拡大防止に関する事。 2 各学校施設の被害状況の確認及び集約に関する事。 3 休日等に災害発生した際の児童生徒等の安否確認に関する事。 4 教職員の災害対応及び体制に関する事。 5 被災児童生徒に対する教育物資の支給又はあっせんの協力に関する事。 6 災害時炊き出しに伴う学校給食センター等の運営に関する事。 7 避難所の開設、運営に関する事。 8 その他、教育総務課分掌事務に関する事。
生涯学習班	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2 指定文化財の被害調査及び被害拡大防止に係る対策に関する事。 3 避難所の開設、運営に関する事。 4 その他、生涯学習課分掌事務に関する事。

支 所 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の身の安全確保と避難誘導。 2 分庁舎の被害状況の確認及び応急対策に関すること。 3 災害対策本部との連絡調整に関すること。 4 関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 支所範囲における被害状況の取りまとめ及び伝達に関すること。 6 支所範囲における防災行政無線の管理運用に関すること。 7 住民への広報に関すること。 8 その他、各支所の分掌事務に関すること。
-------	--

(参考)

社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町災害ボランティアセンターの設置運営に関すること。 2 ボランティアの受付、調整に関すること。 3 救援物資の受入及び配布に関すること。 4 その他、社会福祉協議会分掌事務に関すること。
---------	--

別表第 2 (第 7 条関係)

災害対策本部の配備基準

配備に要する所属	大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害)、洪水警報、暴風警報のどれか1つ以上、又は土砂災害警戒情報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき	大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害)が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき	震度5弱・5強の地震の観測で、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき	緊急火山情報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき	特別警報の発表	震度6弱以上の地震の観測	「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき	大規模災害が発生したとき	町長、地震警戒本部長及び災害警戒本部長が設置を指示したとき
全所属	全員								

※震度6弱以上の地震を観測したとき、初動体制職員は、直ちに登庁し、別に定める「災害時の初動体制職員事務取扱要領」に定める所掌事務を実施する。

※「発生しているおそれ」とは、通信等が途絶などにより被災状況が確認できない場合や被害が発生した旨の複数情報はあがるが実態が確認できない場合をいう。

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合をいう。

別記様式(第11条関係)

被害状況等報告(発生・中間・確定)

災害発生地域		市川三郷町				区分		番号	単位	数	金額(千円)	区分		番号	単位	数	金額(千円)	記事
報告番号	第 号 (年 月 日 時現在)					非住家	公共建物	20	棟			その他公共施設	鉄道不通	44	箇所			1 災害発生場所
							その他	21	棟				水道施設	45	箇所			
報告機関					報告者名	文教施設		公立	22	箇所		その他公共施設	清掃施設	46	箇所			2 災害発生年月日
区分	番号	単位	数	金額(千円)	私立		23	箇所			通信被害		47	回線				
人的被害	死者	1	人		病院		24	箇所			その他被害		48				3 災害の種類概要(原因等)	
	行方不明者	2	人		農産物被害		25	ha										
	負傷者	重傷	3		人	畜産被害		26	頭			その他被害		50				
		軽傷	4		人	水産被害		27	件			被害額	住家被害(5~19)	51				4 応急措置の状況
住家被害	全壊 (全焼流失)	5	棟		農田	流失・埋没	28	ha			被害小計		公共建物(20)	52				
		6	世帯			冠水	29	ha				文教施設(22~23)	53					
		7	人		半壊 (半焼)	畑	流失・埋没	30	ha			農業被害(25~32)	54					5 消防機関の活動内容
8	棟	農業用水産業施設	冠水	31			ha			林業被害(33~35)	55							
9	世帯		林業用施設	農業用施設	32	箇所				土木被害(36~40)	56					6 その他参考記事		
10	人	林業用施設		33	箇所				商工被害(41)	57								
床上浸水	11	棟			公共	林	35	箇所			被害総額	災害対策本部設置状況						
						道	36	箇所				設置	年 月 日 時 分					
						橋りょう	37	箇所				解散	年 月 日 時 分					
床下浸水	14	棟			木施設	河川	38	箇所			災害救助法の適用		有	無				
						砂防	39	箇所			消防職員出動延人員	人						
一部破損	15	世帯			崖	崖くずれ	40	箇所			消防団員出動延人員	人						
						17	棟			商工被害(除く建物)		41	件					
										18	世帯	り災世帯数	42	世帯				
19	人	り災者数	43	人														

○市川三郷町災害警戒本部設置要綱

平成28年3月17日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市川三郷町災害対策本部条例（平成17年市川三郷町条例第18号）に規定する、市川三郷町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するまでに至らない段階で、総合的な予防及び初期災害応急対策を実施するために設置する、市川三郷町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警戒本部は、気象情報やその他の災害に関する情報が発せられ、未だ災害は発生していないが、状況の推移により相当規模の災害が発生するおそれがある場合又は発生しているおそれがある場合、並びにその他町長が必要であると認める場合に設置する。

2 警戒本部は、市川三郷町役場内に置く。

(所掌事務)

第3条 警戒本部は、次に掲げる事務を行う。

(1) 災害の発生するおそれがある場合における、準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部を設置すること。

(組織)

第4条 警戒本部は、災害警戒本部長（以下「本部長」という。）、災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害警戒本部員（以下「本部員」という。）をもって組織する。

2 本部長は町長を、副本部長は統括又は会計管理者をもって充て、本部員は本部長の指名する職員とする。

3 本部長は、警戒本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 警戒本部に本部会議を置く。

2 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

3 本部会議の議長は、本部長が副本部長及び本部員より任命する。

4 本部長が認めるときは、防災関係機関等の職員に対し本部会議に出席を求めることができる。

(配備基準等)

第6条 警戒本部の配備基準は、別表のとおりとする。

2 警戒本部が設置された場合、配備職員以外の職員は自宅待機とする。

(県との連絡)

第7条 本部長は、県その他関係機関と密接な連絡を取り、災害の予防及び初期災害応急対策を講ずるものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は、防災課長をもって充てる。

(解散)

第9条 警戒本部は、次の各号のいずれかの場合解散するものとする。

- (1) 災害が発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- (2) 初期災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- (3) 対策本部が設置されたとき。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

第1 配備態勢

庁舎別	配備を要する所属	大雨注意、洪水注意報のどれか1つ以上の発表(注)	大雪注意報の発表	震度4の地震の観測	臨時火山情報の発表
本庁舎	政策秘書課			2	2
	防災課	1	1	3	3
	総務課			2	2
	財政課			1	1
	町民課			1	1
	税務課			1	1
	福祉支援課			1	1
	生活環境課			1	1
	土木整備課	2	2	3	3
	まちづくり推進課			1	1
	出納室			1	1
	議会事務局			1	1
	教育総務課			1	1
	生涯学習課			1	1
三珠分庁舎	農林課	1	1	1	1
	商工観光課			1	1
	三珠支所			1	1
六郷分庁舎	いきいき健康課			1	1
	六郷支所			1	1
その他	保育課			1	1
宿直（日直）		2(3)	2(3)	2(3)	2(3)

(注) 1. 台風等を起因とし、今後大雨に発展する恐れがあると気象情報が出されている場合

2. 表中の数値は、必要最小限の数値であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

第2 配備態勢

庁舎別	配備を要する所属	・大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）、洪水警報、暴風警報のどれか1つ以上の発表 ・土砂災害警戒情報の発表	大雪警報の発表	震度5弱・5強の地震の観測	緊急火山情報の発表	避難所の開設
本庁舎	政策秘書課			6	6	7
	防災課	2	2	全員	全員	
	総務課	1	1	4	4	
	財政課			3	3	
	町民課			4	4	3
	税務課			4	4	3
	福祉支援課	1	1	5	5	
	生活環境課			5	5	
	土木整備課	3	3	5	5	
	まちづくり推進課	3	3	4	4	
	出納室			2	2	
	議会事務局			2	2	
	教育総務課			4	4	3
生涯学習課			6	6	3	
三 珠 分庁舎	農林課	4	4	3	3	
	商工観光課			4	4	3
	三珠支所			3	3	
六 郷 分庁舎	いきいき健康課	3	3	4	4	
	六郷支所			3	3	
その他	保育課			7	7	3
宿直（日直）		2(3)	2(3)	2(3)	2(3)	

（注1） 表中の数値は、必要最小限の数値であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

○市川三郷町地震災害警戒本部条例

平成17年10月1日

条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、市川三郷町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 町長が町の職員のうちから任命する者

(4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者

(5) 消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(班)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 班長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから班長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○市川三郷町地震災害警戒本部活動要領

平成19年2月1日

訓令第3号

改正 平成28年3月17日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、市川三郷町地震災害警戒本部条例（平成17年市川三郷町条例第19号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、市川三郷町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、統括又は会計管理者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(本部員)

第3条 条例第2条第5項第1号に定める機関は、鯉沢警察署長又はその指名する職員のうちから町長が委嘱する者とする。

2 条例第2条第5項第3号に定める職員は、各課の課長、議会事務局長、支所長並びに本部長の指名する職員とする。

3 条例第2条第5項第4号に定める役員は、当該機関の長とし、職員は、その指名する職員のうちから町長が任命する者とする。

4 本部員会議は、本部員をもって構成し、本部長が招集する。

(班及びその分掌)

第4条 警戒本部に班を置き、その名称並びに分掌事務に関しては、「市川三郷町災害対策本部活動要領」別表第1のとおりとする。

(班長会議)

第5条 班長会議は、各班長をもって構成する。

2 班長会議は、本部長が招集する。

(警戒本部の配備基準)

第6条 警戒本部の配備に関しては、別表のとおりとする。

(情報の連絡)

第7条 警戒本部に係る職員は、休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに、所属機関との連絡に当たらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第8条 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第28条に定める避難状況等の報告については、「市川三郷町地域防災計画」地震編第4章「第3節 情報の内容と伝達」に定めるところにより報告するものとする。

(事務局)

第9条 警戒本部の事務を処理するため、警戒本部に事務局を設置する。

- 2 事務局に局長及び局員を置く。
- 3 局長は、防災課長をもって充てる。
- 4 局員は、本部長が指命する。

(補則)

第10条 警戒本部長その他の職員は、地震防災応急活動に従事する場合において、必要があるときは、別に規定のあるほかは、腕章を帯用する。自動車を使用する場合は、標旗を使用するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

配備基準

庁舎別	配備を要する所属	配備基準		
		町内震度4の地震の観測（第1配備相当）	町内震度5弱・5強の地震の観測（第2配備相当）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表、町内震度6以上の地震の観測、又は本部長が指示したとき（災害対策本部相当）
本庁舎	政策秘書課	2	6	全所属 全員
	防災課	3	全員	
	総務課	2	4	
	財政課	1	3	
	町民課	1	4	
	税務課	1	4	
	福祉支援課	1	5	
	生活環境課	1	5	
	土木整備課	3	5	
	まちづくり推進課	1	4	
	出納室	1	2	
	議会事務局	1	2	
	教育総務課	1	4	
	生涯学習課	1	6	
三珠分庁舎	農林課	1	3	
	商工観光課	1	4	
	三珠支所	1	3	
六郷分庁舎	いきいき健康課	1	4	
	六郷支所	1	3	
その他	保育課	1	7	
	宿直（日直）	2(3)	2(3)	

○市川三郷町災害時の初動体制職員事務取扱要領

平成28年3月17日

訓 令 第 9 号

(初動体制職員の指定)

第1条 市川三郷町災害対策本部事務局長（防災課長）は、勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な市川三郷町災害対策本部等（以下「本部等」という。）の運営を行うため、別に定める職員を初動体制職員に指名し、初動体制の整備を図る。

2 初動体制職員は、本庁舎及び分庁舎に徒歩20分以内で登庁できる地域に在住する職員の中から職名、年齢等を考慮して指名する。

(初動体制職員の業務)

第2条 初動体制職員は、震度6弱以上の大規模地震災害が発生した時は、直ちにあらかじめ指定された本庁舎及び分庁舎に登庁し、あらかじめ指定された業務を行う。

2 前項の業務は、おおむね次のような事務とする。

本庁舎

- (1) 庶務係 各種情報の収集、会議の開催、応急活動等の記録及び本部等に必要
な庶務を行う。
- (2) 本部連絡係 各種情報の分類と緊急対策係への応急活動等の指示をする。
- (3) 緊急対策係 指定避難所の開設などの緊急性の高い応急活動を実施する。

分庁舎

- (1) 庶務係 地区内情報の収集及び本部等の補助活動を行う。
- (2) 連絡係 地区内情報の整理、確認及び本部等との連絡調整を行う。
- (3) 緊急対策係 指定避難所の開設などの緊急性の高い応急活動を実施する。

3 初動体制職員は、市川三郷町災害対策本部の指示により、業務をとかれるものとする。

(委任)

第3条 初動体制職員の服務については、別によるところとする。

2 その他、職員の初動体制に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年4月1日規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり330円以内の額とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（2の（四）において「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与する住宅（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与する住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与する住宅とする。

ア 建設型応急住宅

(ア) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内の額とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合にあっては居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内に50戸未満設置した場合にあっては戸数に応じた居住者の集会等に利用するための小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急

住宅として設置することができる。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、建設型応急住宅の建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(キ) 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの（イ）に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借りあげ、提供するものとする。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、借上げの日からアの（カ）に規定する期限までとする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,060円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）(3)のイ及び8の(1)において同じ。）全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品を喪失し、又は損傷等したことにより使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内

において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						6人以上1人増すごとに加算する額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
夏季	4月から9月まで	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月から3月まで	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	14,100円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分						6人以上1人増すごとに加算する額
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		
夏季	4月から9月まで	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月から3月まで	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、

施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

(2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。

ア 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり595,000円

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり300,000円

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の額以内とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により喪失し、又は損傷等したことにより学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のために支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり5,200円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって次の範囲内において行う。

- ア 棺（附属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり215,200円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、172,000円以内）とする。

(4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

(1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 死体の捜索のため支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 死体の捜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
 - (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
 - (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
 - (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
 - (2) 障害物の除去のために支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。この場合において、(1)の市町村における障害物の除去を行った1世帯当たりの費用の平均額は、137,900円以内の額とする。
 - (3) 障害物の除去をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難に係る支援
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えること

ができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	25,200円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	16,300円
ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり	17,000円
エ 救急救命士	1人1日当たり	14,500円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	16,800円
カ 大工	1人1日当たり	25,400円
キ 左官	1人1日当たり	26,200円
ク とび職	1人1日当たり	24,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔協 定〕

○災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援体制の確保)

第3条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を3つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

(情報の共有)

第4条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

(応援要請)

第5条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

(派遣職員の指揮)

第7条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

(経費の負担)

第8条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担する。

(細目協定)

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐久市長	昭和町長
白田町長	田富町長
佐久町長	八田村長
小海町長	白根町長
川上村長	芦安村長
南牧村長	若草町長
南相木村長	櫛形町長
北相木村長	甲西町長
八千穂村長	上九一色村長
甲府市長	三珠町長
韮崎市市長	市川大門町長
双葉町長	六郷町長
明野村長	下部町長
須玉町長	増穂町長
高根町長	鯨沢町長
長坂町長	中富町長
大泉村長	早川町長
小淵沢町長	身延町長
白州町長	南部町長
武川村長	富沢町長
竜王町長	静岡市長
敷島町長	清水市長
玉穂町長	

○災害時における施設等の使用に関する協定書 (社会福祉法人ふれあい倶楽部)

市川三郷町長 久保眞一（以下「甲」という。）と、社会福祉法人ふれあい倶楽部理事長 淡路啓三（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な施設及び用地の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市川三郷町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次の各号について必要に応じ、乙が所有し、又は管理する施設及び用地（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。次の各号に定めるもののほか使用できる事項については、甲乙協議の上要請できるものとする。

- (1) 周辺住民の避難所等としての使用
- (2) 周辺住民の救護所等としての使用
- (3) 周辺住民の救援物資等の配布場所等としての使用

（要請の方法）

第2条 甲の要請は、文書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条に規定する要請に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、適正な方法により算出し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第4条 乙は甲から要請があった場合、必要に応じて甲の設置する災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等の収集・伝達体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達するため、その方策について協議するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては企画課長、乙においては介護老人福祉施設所長とする。

（原形復旧）

第7条 この協定により甲が乙に対し、施設等の使用を要請し、その後その必要がなくなったとき又はその見込みがあるときは甲の費用負担をもって原形復旧するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成18年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月10日

甲 市川三郷町長 久保眞一
乙 社会福祉法人 ふれあい倶楽部
理事長 淡路啓三

別記様式

番 号
年 月 日

社会福祉法人 ふれあい倶楽部
理 事 長 殿

市川三郷町長 印

災 害 時 施 設 等 使 用 要 請 書

「災害時における施設等の使用に関する協定書」に基づき、次のとおり施設等の使用を要請します。

1 災害の状況及び施設等の使用を要請する事由

2 使用を必要とする施設等

必要施設等の名称	使用期間	特記事項
介護老人福祉施設 りんどうの里		

3 その他必要な事項

別記様式

《記入例》

番 号
年 月 日

社会福祉法人 ふれあい倶楽部
理事長 淡路 啓三 殿

市川三郷町長 久保眞一 ⑩

災害時施設等使用要請書

「災害時における施設等の使用に関する協定書」に基づき、次のとおり施設等の使用を要請します。

- 1 災害の状況及び施設等の使用を要請する事由
 - ・避難所等としての使用
 - ・救護所等としての使用
 - ・救援物資等の配布場所等としての使用
- 2 使用を必要とする施設等

施設等の名称	使用期間	特記事項
介護老人福祉施設 りんどうの里 多目的ホール(1)・(2)	東海地震注意情報発表後から 当分の間	避難所として
介護老人福祉施設 りんどうの里 和室	東海地震注意情報発表後から 当分の間	救護所として
介護老人福祉施設 りんどうの里 正面玄関ホール	東海地震注意情報発表後から 当分の間	避難所として
介護老人福祉施設 りんどうの里 ピロティ	東海地震注意情報発表後から 当分の間	物資の配布場所として

- 3 その他必要な事項

○災害時における施設等の使用に関する協定書 (西八代郡農業協同組合)

市川三郷町長 久保眞一（以下「甲」という。）と、西八代郡農業協同組合 代表理事組合長 村松敏弘（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な施設及び用地の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市川三郷町内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、次の各号について必要に応じ、乙が所有し、又は管理する施設及び用地（以下「施設等」という。）の使用を要請することができる。

- (1) 避難場所等としての使用
- (2) 物資等の保管、積み込み・積み下ろし及び仕分け場所等としての使用
- (3) 前各号に定めるもののほか、使用できる事項

（要請の方法）

第2条 甲の要請は、文書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第3条 第1条に規定する要請に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、適正な方法により算出し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への参加）

第4条 乙は甲から要請があった場合、必要に応じて甲の設置する災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等の収集・伝達体制の整備）

第5条 甲及び乙は、災害情報等を迅速かつ的確に収集・伝達するため、その方策について協議するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては産業振興課長、乙においては総務企画部総務課長とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成18年3月10日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月10日

甲 市川三郷町長 久保眞一
乙 西八代郡農業協同組合
代表理事組合長 村松敏弘

別記様式

番 号
年 月 日

西八代郡農業協同組合
代表理事組合長 殿

市川三郷町長 印

災害時施設等使用要請書

「災害時における施設等の使用に関する協定書」に基づき、次のとおり施設等の使用を要請します。

1 災害の状況及び施設等の使用を要請する事由

2 使用を必要とする施設等

必要施設等の名称	使用期間	特記事項

3 その他必要な事項

別記様式

番 号
年 月 日

西八代郡農業協同組合
代表理事組合長 殿

市川三郷町長 久保眞一 印

災害時施設等使用要請書（記入例）

「災害時における施設等の使用に関する協定書」に基づき、次のとおり施設等の使用を要請します。

1 災害の状況及び施設等の使用を要請する事由

- ・避難場所等としての使用
- ・物資等の保管、積み込み・積み下ろし及び仕分け場所等としての使用

2 使用を必要とする施設等

必要施設等の名称	使用期間	特記事項
大塚共選所・広場	東海地震注意情報発令後から 当分の間	避難場所・物資集積拠点
上野共選所・広場	東海地震注意情報発令後から 当分の間	避難場所・物資集積拠点
本店北側倉庫・駐車場	東海地震注意情報発令後から 当分の間	避難場所・物資集積拠点
高田集荷場・広場	東海地震注意情報発令後から 当分の間	避難場所・物資集積拠点
高田支店・広場	東海地震注意情報発令後から 当分の間	避難場所・物資集積拠点

3 その他必要な事項

○大規模災害受援計画に基づく補給物資等調達に関する協定書

この協定は、大規模災害消防応援実施計画（以下「実施計画」という。）第22条に基づき、峡南広域行政組合消防本部（以下「甲」という。）と三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯨沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「乙」という。）との間に、大規模災害時の食糧及び資機材等の必要な補給物資の調達に関する必要な事項を定めるものとする。

（協定の目的）

- 1 この協定は、大規模災害時において消防本部職員及び応援部隊の隊員の食糧を確保するとともに、道路等の寸断により救急、救助に必要な重機等を民間より借り上げる場合の調達方法を明確にし、迅速な災害活動と救命活動に対処するものとする。

（食糧の調達）

- 2 甲及び応援部隊は、被災日より少なくとも3日間の非常食は確保するものとするが、災害活動及び救助活動が長期におよぶ場合の食糧の確保については、乙の地域防災計画に基づく食糧調達の一部を、甲の要請により配布するものとする。

（受渡し）

- 3 受領に際しては、甲職員が乙へ出向き受領するものとし、相互の氏名、階級及び受領個数を明確にし、しておくものとする。

（資機材の調達）

- 4 必要資機材の調達は、甲より乙へ依頼し、乙より地域防災計画に基づく提携業者へ出動依頼をするものとする。

（経費負担）

- 5 この協定に基づく経費の負担は、下記のとおりとする。

- (1) 食糧については、甲の負担とする。
- (2) 資機材等の経費は、乙の負担とする。

（その他）

- 6 前各項に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書12通を作成し、協定市町村長と峡南広域行政組合消防本部消防長が押印のうえ各1通を保管する。

平成9年9月1日

三 珠 町 長	水 上 末 雄
市 川 大 門 町 長	有 泉 仁
六 郷 町 長	遠 藤 幸 利
下 部 町 長	土 橋 金 六
増 穂 町 長	田 中 隼 人
鯨 沢 町 長	石 川 洋 司
中 富 町 長	望 月 教 三
早 川 町 長	辻 一 幸

身 延 町 長 依 田 光 弥
南 部 町 長 小 沢 介 三
富 沢 町 長 望 月 秀次郎
峡南広域行政組合 青 木 寛
消防本部消防長

○峡南広域消防相互応援協定書

この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「協定市町村」という。）は消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安全を図るため、市町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域および対象）

第2条 この協定の実施区域は、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは、大規模または特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町村に接する地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、災害発生地市町村長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村長に対して行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数
- (4) 応援隊受領（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村長は、当該市町村区域の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町村長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町村長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町村長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第7条 受援市町村の消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町村長が応援隊の長にこれを行うもの

とする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町村の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な実施細目等は、消防長および関係市町村の消防団長が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 本協定の施行日をもって、昭和48年3月30日協定調印した「火災出動細目協定」は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、協定市町村長が押印のうえ各1通を保管する。

平成元年3月24日

三 珠 町 長	諏 訪 一 藏
市川大門町長	青 沼 隆 三
六 郷 町 長	河 西 利 治
下 部 町 長	土 橋 精 一
増 穂 町 長	田 中 隼 人
鰻 沢 町 長	深 沢 昭 典
中 富 町 長	望 月 満 治
早 川 町 長	辻 一 幸
身 延 町 長	千 須 和 武 一
南 部 町 長	小 沢 介 三
富 沢 町 長	旗 持 保 太 郎

○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事

天 野 建

乙 各 市 町 村
消防管理者

○富士川防災公園内ヘリポートの使用に関する協定

富士川水系釜無川左岸、市川三郷町にある富士川防災公園内ヘリポート（以下「ヘリポート」という。）の使用に関し、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、市川三郷町長（以下「乙」という。）は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、ヘリポートの使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の範囲）

第2条 この協定の対象となる範囲は、別図—1（平面図）のとおりとする。

（ヘリポートの使用要請）

第3条 ヘリポートは甲が使用することを優先とするが、乙は次に掲げる場合において、ヘリポートの使用を甲に要請することができる。

- (1) 市川三郷町内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 市川三郷町外の緊急的な災害救助等を行う必要があるとき。
- (3) その他、防災に関する演習等乙が使用する必要があるとき。
- (4) 航空法その他法令により必要とされる諸手続を了すること又は了する見込みが十分であるとき。

（ヘリポートの使用要請方法）

第4条 乙は、甲に対し前条の要請を必要とするときは、別紙—1（使用計画書）の届出をFAX又は電子メールにより行うものとする。

（要請に基づく甲の措置）

第5条 甲は、前条の要請を受けたときは、要請事項について確認し、乙に回答するものとする。

（重複要請に基づく調整）

第6条 乙を含めて他の機関と使用要請が重複した場合、甲は、乙に重複機関名や要請内容を連絡するものとする。

2 乙は、前項の連絡があった場合、重複機関と使用計画等について調整を行い、甲に調整後の別紙—1（使用計画書）の届出を行うものとする。

（復旧等）

第7条 この協定の対象とする範囲において、災害その他により諸機能に損傷が生じた場合は、甲が復旧をするものとするが、乙の使用により損傷が生じたことが明らかな場合は、乙が復旧をするものとする。

（雑則）

第8条 この協定の規定によることが適当でないと認められるものについては、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

2 また、この協定に定めのない事項、又は内容を変更しようとする場合、若しくは疑義が生じた場合についても同様とする。

附 則

この協定は、平成17年7月29日から施行する。

この協定を証とするため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成17年7月29日

甲 国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長

廣瀬 昌由

乙 市川三郷町長

久保 眞一

別図—1 略

別紙— 1

富士川防災公園内ヘリポート使用計画書

1 使用目的：

2 使用期間： 年 月 日 時 から

年 月 日 時 まで

3 使用計画：

4 使用機種：

5 使用中の連絡先：使用申請者

使用業者

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、市川三郷町長 久保眞一（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市川三郷町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 市川三郷町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 市川三郷町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする、

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年1月4日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 菊川 滋

乙) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞一

○災害時における郵便事業株式会社 田富支店と市川三郷町の 協力に関する協定書

郵便事業株式会社 田富支店（以下、「甲」という。）と市川三郷町（以下、「乙」という。）は、市川三郷町内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力事項）

第2条 甲は次の範囲で協力を行う。

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (3) 甲が収集した被災者の避難所開設及び避難者リスト等の情報提供
- (4) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙から要請のあったもののうち協力できる事項

2 乙は次の範囲で協力を行う。

- (1) 甲が行う救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が収集した被災者の避難所開設及び避難者リスト等の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲から要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、市川三郷町内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。ただし、前条第1項第1号を除く。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑み、それぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力を行うものとする。

3 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席することができる。

（平常の取組等）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施等のため、情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては田富支店長、乙においては総務課長とする。

（経費の負担）

第6条 前3条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段

の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者が協議の上決定する。

(適用)

第8条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月2日

甲 中央市臼井阿原270番地1
郵便事業株式会社 田富支店
支店長 有井利雄

乙 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保真一

○災害時における郵便事業株式会社 峡南支店と市川三郷町の 協力に関する協定書

郵便事業株式会社 峡南支店（以下、「甲」という。）と市川三郷町（以下、「乙」という。）は、市川三郷町内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力事項）

第2条 甲は次の範囲で協力を行う。

- (1) 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した場合の情報提供
- (2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (3) 甲が収集した被災者の避難所開設及び避難者リスト等の情報提供
- (4) 甲が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の乙への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙から要請のあったもののうち協力できる事項

2 乙は次の範囲で協力を行う。

- (1) 甲が行う救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (2) 乙が収集した被災者の避難所開設及び避難者リスト等の情報提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲から要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、市川三郷町内に災害が発生し、相互に協力が必要と認めたときに、前条の協力事項について要請できるものとする。ただし、前条第1項第1号を除く。

2 甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、その重要性に鑑み、それぞれの行う業務、災害応急活動に支障のない範囲において協力を行うものとする。

3 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席することができる。

（平常の取組等）

第4条 甲及び乙は、それぞれの防災計画の状況、連絡体制の整備及びこの協定の円滑な実施等のため、情報提供や協議を行うものとする。

2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては峡南支店長、乙においては総務課長とする。

（経費の負担）

第6条 前3条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段

の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義については、甲乙両者が協議の上決定する。

(適用)

第8条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月2日

甲 西八代郡市川三郷町岩間928番地
郵便事業株式会社 峡南支店
支店長 倉澤正彦

乙 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保真一

○災害時における郵便局株式会社 田富郵便局、市川大門郵便局、 下九一色郵便局、上野郵便局及び黒沢郵便局と市川三郷町の協力 に関する協定書

郵便局株式会社 田富郵便局、市川大門郵便局、下九一色郵便局、上野郵便局及び黒沢郵便局（以下、「甲」という。）と市川三郷町（以下、「乙」という。）は、市川三郷町内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市川三郷町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有する車両を緊急車両として提供
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

- 2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席することができる。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

- 2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては総務課長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成20年7月2日から平成21年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年7月2日

甲 中央市臼井阿原270番地1
郵便局株式会社
田富郵便局長 保坂 直樹

市川三郷町市川大門234番地5
郵便局株式会社
市川大門郵便局長 長谷川一保

市川三郷町高萩894番地
郵便局株式会社
下九一色郵便局長 保坂 悦子

市川三郷町上野2291番地14
郵便局株式会社
上野郵便局長 河西 研

市川三郷町黒沢757番地
郵便局株式会社
黒沢郵便局長 齋藤 和樹

乙 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

○災害時における郵便局株式会社 峡南郵便局と市川三郷町の 協力に関する協定書

郵便局株式会社 峡南郵便局（以下、「甲」という。）と市川三郷町（以下、「乙」という。）は、市川三郷町内に発生した地震その他の災害において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市川三郷町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有する車両を緊急車両として提供
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

- 2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席することができる。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

- 2 甲は、業務遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加することができる。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては峡南郵便局長、乙においては総務課長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成20年7月2日から平成21年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年7月2日

甲 西八代郡市川三郷町岩間928番地
郵便局株式会社
峡南郵便局長 西 佳之

乙 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

○災害時緊急応援対策実施に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と市川三郷町電気設備安全協議会（以下「乙」という。）とは市川三郷町地域防災計画に基づき、地震、風水害、雪害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、照明資材の確保、復旧に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に復旧資材、技術者応援の確保を図る必要が生じたときは、乙に対して資材の調達、技術者応援等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、乙に加入している会員（以下「会員」という。）に周知し、すみやかに資材の調達、技術者応援等必要な措置を講ずることに協力するものとする。

（協力の方法）

第3条 前項第2項により乙は、会員が保有する資材、技術者を甲に対して優先的に供給するよう措置するものとする。この場合会員が保有する資材のみでは不足すると認められた場合は、県内外に緊急調達の措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙の要請があったときは、乙が行う緊急調達に関して協力を行うものとする。

（復旧資材の種類）

第4条 復旧資材の種類は次のとおりとする。

(1) 別表に掲げる応急復旧資材、非常用発電機

(2) その他特に必要とする応急復旧資材

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、乙の行った応急対策業務に要した費用については甲が負担する。

2 前項の価格は、災害時発生前における価格を基準とした適正な価格とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間有効とする。ただし、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として自動的に継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月21日

甲 西八代郡市川三郷町市川大門1790-3

市川三郷町長

久保 眞一

乙 西八代郡市川三郷町市川大門466-3
市川三郷町電気設備安全協議会長
望月 公雄

(別表)

電気関係災害復旧資材

品名	規格	備考
電線	Fケーブル1.6mm×2C 2.0mm×2C	
電線	DV2.0×2C、2.6×2C	
ソケット	100V用15A線付ソケットE26	
開閉器	安全ブレーカー2P20A	
電球	40W～100W E26	
平形ガイシ	DV引き留め用	
ビニールテープ	20m巻き	
露出コンセント	15A 1口から3口	
エンジン付発電機	100V 1KVA～3KVA	貸与

○災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と市川三郷町建設安全協議会（以下「乙」という。）は、甲が市川三郷町地域防災計画に基づき実施する災害時における公共施設等の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市川三郷町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲の所管する道路、河川、建物、下水道及び農林業等の施設（以下「公共施設等」という。）の機能の確保及び回復を図ることを目的とする応急対策業務の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力者の報告）

第3条 乙は、協議会員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿（様式第1号）により甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書（様式第2号）により、前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、名簿等について毎年4月末日までに甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要が生じたときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第5条 甲の要請は応急対策業務要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。応急対策業務要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（実施）

第6条 乙は、第3条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、公共施設等の機能確保に係る必要最小限度とする。

3 実施者は応急対策業務の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。

5 実施者は業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の進捗状況を報告し、業務が完了したときは速やかに応急業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 前条の規定により実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年7月2日

甲 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 西八代郡市川三郷町高田2974番地
市川三郷町建設安全協議会
会 長 芦澤 義文

○災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定

市川三郷町（以下「甲」という。）と市川三郷町管工事安全協議会（以下「乙」という。）は、甲が市川三郷町地域防災計画に基づき実施する災害時における上下水道施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市川三郷町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲の所管する上下水道施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする、応急対策業務の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力者の報告）

第3条 乙は、組合員の中から本協定に協力できる者（以下「協力者」という。）を協力者名簿（様式第1号）により甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出動態勢として、人員編成及び資機材等の数量を、資機材・編成人員報告書（様式第2号）により、前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

3 乙は、名簿等について毎年4月末日までに甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があるときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第5条 甲の要請は応急対策業務要請書（様式第3号）により行うものとする。ただし、緊急時においては、口頭により要請することができるものとし、事後、文書による手続を行うものとする。応急対策業務要請書は甲及び乙が各1通を保管するものとする。

（実施）

第6条 乙は、第3条により要請を受けたときは、甲と協議のうえ、協力者の中から応急対策業務を実施する者（以下「実施者」という。）を決定し、速やかに応急対策業務に着手するよう指示するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲が実施者を直接決定することができる。

2 前項の応急対策業務の限度は、水道施設の機能確保に係る必要最小限度とする。

3 実施者は応急対策業務の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 実施者は業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられる様手続きをとるものとする。

5 実施者は業務遂行の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜、応急対策業務の進捗状況を報告し、業務が完了したときは速やかに応急業務完了報告書（様式第4号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 前条の規定により実施した応急対策業務に要した経費は、甲が負担する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年6月27日

甲 西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 西八代郡市川三郷町大塚4403番地
市川三郷町管工事安全協議会
会 長 水上 静雄

「市川三郷町管工事安全協議会」協力者名簿

2020（令和2）年8月31日現在

会 社 名	代表者名	所在地	電話番号	F A X 番号
(有)芦沢設備工業	芦澤榮幸	市川三郷町葛籠沢195	0556-32-3723	0556-32-3653
大森設備サービス	大森澄男	市川三郷町市川大門1803-3	055-272-0077	055-272-3182
(株)共進美瑠	望月弘明	市川三郷町落居6310	0556-32-2494	0556-32-2495
(有)塩島設備	塩島 正	市川三郷町市川大門3079-21	055-272-2492	055-272-2495
(株)水電社	水上静樹	市川三郷町大塚4403	055-272-2447	055-272-4750

○災害時アマチュア無線情報収集等協力に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と市川三郷町アマチュア無線災害連絡協議会（以下「乙」という。）は、甲が市川三郷町地域防災計画に基づき実施する災害時における情報の収集及び伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市川三郷町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合、（以下「災害発生時等」という。）において、乙が甲に協力して災害に関する情報の収集及び伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（性格）

第2条 この協定に基づき行う乙の活動はボランティア精神に基づく活動とする。

（災害）

第3条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める内容をいう。

（協力の要請）

第4号 甲は、災害発生時等において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で情報の収集及び伝達について乙の協力を必要とするときは、乙に協力を要請する。

（通信統制）

第5号 乙が前条の規定により通信活動を行う場合は、甲が指定する無線局の統制に従うものとする。

（連絡責任者）

第6号 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときはその都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、その後において期間を満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年11月21日

甲 山梨県市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 市川三郷町アマチュア無線災害連絡協議会
会 長 石原 明知

○市川三郷町防災行政無線の使用に関する覚書

市川三郷町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、市川三郷町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第2条 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに町民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第3条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）広報依頼者の所属及び氏名
- （2）事故の原因（判明している場合）
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年10月1日

（甲） 西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞一

（乙） 甲府市住吉5丁目15番地1号
東京電力株式会社山梨支店
甲府支社長 望月 東

○洪水発生時の施設使用について（西八代郡農業協同組合）

市 総 発 第 29 号

平成21年2月18日

西八代郡農業協同組合
代表理事組合長 岸本 富次 殿

市川三郷町長 久保 眞一

洪水発生時の施設使用について（お願い）

春寒の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本町の消防防災行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本町では本年度、町内の富士川、笛吹川、芦川が氾濫した場合に想定される浸水区域をまとめた洪水ハザードマップを作成しています。調査によりますと貴組合本店が位置します本町市街地部は、0.5～1mあるいは5m以上の浸水深に達すると想定されました。

これにより、洪水発生に際しましては大規模な町民の事前避難が必要となり、さらに逃げ遅れた町民の緊急避難先の確保も必要となります。

つきましては、平成18年3月10日締結の「災害時における施設等の使用に関する協定書」に基づき、貴組合本店2階及び3階を緊急避難時の協力施設に指定させていただきますようお願い申し上げます。

記

1 施設の内訳

西八代郡農業協同組合 本店2階及び3階

2 緊急避難所として使用する場合の特記事項

「災害時における施設等の使用に関する協定書」による

市川三郷町役場総務課 防災防犯係 武田

TEL：055-272-1101 FAX：055-272-2525

市川三郷町長 久保 眞一 殿

西八代郡農業協同組合
代表理事組合長 岸本 富次

洪水発生時の施設使用について（回答）

平成21年2月18日付け市総発第29号で協議のあった、洪水発生時の施設使用について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 施設の内訳
西八代郡農業協同組合 本店2階及び3階
- 2 緊急避難所として使用する場合の特記事項
「災害時における施設等の使用に関する協定書」による

○災害時における救援物資提供に関する協定書

市川三郷町役場（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市川三郷町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）PET500災害対策機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

2008年7月2日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
法人営業統括部 法人第三営業部長
横田 裕史

○自動販売機設置契約書（町営富士見団地）

市川三郷町長 久保眞一（以下「甲」という。）と 株式会社レユネール（以下「乙」という。）とは乙所有の自動販売機の設置・運営管理に関して以下の通り契約を締結する。

第1条（設置場所・台数）

乙所有の自動販売機の設置場所は、下記の通りとする。

所在地：山梨県西八代郡市川三郷町市川大門3663

名称：町営富士見団地

設置場所：集会所横

設置台数：3台（緊急時飲料提供自動販売機 2台 通常自動販売機 1台）

第2条（契約期間）

自動販売機の設置期間は、平成22年10月2日から平成23年10月1日までの1年間とする。ただし、契約の継続については、甲乙とも異議のない場合は契約期間満了後更に1年間自動延長するものとし、以後も同様にとり扱うものとする。

契約期間中は、契約所在地に乙の自動販売機以外は設置しないものとする。

第3条（出入許可）

乙は甲の許可を得て、第1条記載の場所へ出入りできるものとし、甲は甲の安全に支障のない限り乙の出入りを許可するものとする。

第4条（運営管理）

自動販売機に係わるオペレーター業務（運営管理、商品補充、集金回収、周辺の整理整頓等）は乙が責任をもって行うものとする。

第5条（保守・修理）

自動販売機の保守修理については乙が実施し、甲は自動販売機の保全に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡し、乙は速やかに対応するものとする。

第6条（設置工事費及び諸経費）

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、電気工事費用は全て乙の負担とする。

飲料空き容器の処理も乙の負担とする。

第7条（自動販売機の交換等）

乙は、自動販売機の交換、移動等を行う場合、予め甲の承諾を得るものとする。

第8条（販売価格及び設置手数料）

(1) 自動販売機にて販売する缶・ペットなど、飲料の販売価格と甲への設置手数料は下記の通りとする。

(2) 販売価格は市価希望小売価格の¥20引きとし、設置手数料は¥3000（消費税込）とする。

乙は（4）の方法に従って甲に支払うものとする。

(3) 販売価格及び設置手数料を変更する場合は、甲乙協議しこれを決定する。

(4) 乙は、2ヶ月に1度（後、2ヶ月分）、奇数月20日に設置手数料を下記口座に振り込むものとする。なお、設置手数料は前払いとする。

振込銀行：

口座番号：

口座名義：

第9条（自動販売機の電気料）

（1）自動販売機の電気料は、乙が負担するものとする。（乙名義にて新設）

第10条（特記事項）

緊急時飲料提供自動販売機（2台）に関して、乙は緊急時、自販機内の飲料を甲に無償提供する。

（緊急時飲料切り替え用のカギは、甲乙がそれぞれ1つずつ保管する。）

第11条（損害賠償）

乙は自動販売機の事故、故障および東南等による損害についてすべての責任を負うものとする。

第12条（契約の解除）

甲、または乙は、相手方に期間満了または中途解約日の30日前までに書面により通知することによって契約を解除できるものとする。

ただし、乙が次の各号の位置に該当する場合は、通知・勧告等を行うことなく本契約を解約することができる。

（1）乙が本契約に違背する行為をしたとき。

（2）その他著しく甲の信用を失墜させる事実があったとき。

解約に降り自動販売機の撤去に要する諸費用は、乙が負担するものとする。

第13条（原状回復）

本契約の終了に際し、乙は自動販売機を乙の負担において撤去し、本物件を甲の指示に基づきすべて現状に回復のうえ明渡し返還しなければならない。

第14条（禁止事項）

甲、または乙は、自動販売機を相手方の承諾なくして移転、移動、あるいは譲渡、転貸したり、または担保として提供する等の行為をしてはならない。

第15条（その他）

この契約の解釈に疑義を生じた場合および本契約に定めなき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成22年10月1日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県甲府市国母4丁目5-14
レコネール 株式会社
代表取締役 福沢 敏雄

○自動販売機設置契約書（町営岩間団地）

市川三郷町長 久保眞一（以下「甲」という。）と 株式会社レユネール（以下「乙」という。）とは乙所有の自動販売機の設置・運営管理に関して以下の通り契約を締結する。

第1条（設置場所・台数）

乙所有の自動販売機の設置場所は、下記の通りとする。

所在地：山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418-1

名称：町営岩間団地

設置場所：駐車場内

設置台数：3台（緊急時飲料提供自動販売機 2台 通常自動販売機 1台）

第2条（契約期間）

自動販売機の設置期間は、平成23年5月11日から平成24年5月10日までの1年間とする。ただし、契約の継続については、甲乙とも異議のない場合は契約期間満了後更に1年間自動延長するものとし、以後も同様にとり扱うものとする。

契約期間中は、契約所在地に乙の自動販売機以外は設置しないものとする。

第3条（出入許可）

乙は甲の許可を得て、第1条記載の場所へ出入りできるものとし、甲は甲の安全に支障のない限り乙の出入りを許可するものとする。

第4条（運営管理）

自動販売機に係わるオペレーター業務（運営管理、商品補充、集金回収、周辺の整理整頓等）は乙が責任をもって行うものとする。

第5条（保守・修理）

自動販売機の保守修理については乙が実施し、甲は自動販売機の保全に協力するとともに、正常に稼働しない場合は直ちに乙に連絡し、乙は速やかに対応するものとする。

第6条（設置工事費及び諸経費）

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、電気工事費用は全て乙の負担とする。

飲料空き容器の処理も乙の負担とする。

第7条（自動販売機の交換等）

乙は、自動販売機の交換、移動等を行う場合、予め甲の承諾を得るものとする。

第8条（販売価格及び設置手数料）

(1) 自動販売機にて販売する缶・ペットなど、飲料の販売価格と甲への設置手数料は下記の通りとする。

(2) 販売価格は市価希望小売価格の¥20引きとし、設置手数料は¥3000（消費税込）とする。

乙は（4）の方法に従って甲に支払うものとする。

(3) 販売価格及び設置手数料を変更する場合は、甲乙協議しこれを決定する。

(4) 乙は、2ヶ月に1度（後、2ヶ月分）、奇数月20日に設置手数料を下記口座に振り込むものとする。なお、設置手数料は前払いとする。

振込銀行：

口座番号：

口座名義：

第9条（自動販売機の電気料）

（1）自動販売機の電気料は、乙が負担するものとする。（乙名義にて新設）

第10条（特記事項）

緊急時飲料提供自動販売機（2台）に関して、乙は緊急時、自販機内の飲料を甲に無償提供する。

（緊急時飲料切り替え用のカギは、甲乙がそれぞれ1つずつ保管する。）

第11条（損害賠償）

乙は自動販売機の事故、故障および東南等による損害についてすべての責任を負うものとする。

第12条（契約の解除）

甲、または乙は、相手方に期間満了または中途解約日の30日前までに書面により通知することによって契約を解除できるものとする。

ただし、乙が次の各号の位置に該当する場合は、通知・勧告等を行うことなく本契約を解約することができる。

（1）乙が本契約に違背する行為をしたとき。

（2）その他著しく甲の信用を失墜させる事実があったとき。

解約に降り自動販売機の撤去に要する諸費用は、乙が負担するものとする。

第13条（原状回復）

本契約の終了に際し、乙は自動販売機を乙の負担において撤去し、本物件を甲の指示に基づきすべて現状に回復のうえ明渡し返還しなければならない。

第14条（禁止事項）

甲、または乙は、自動販売機を相手方の承諾なくして移転、移動、あるいは譲渡、転貸したり、または担保として提供する等の行為をしてはならない。

第15条（その他）

この契約の解釈に疑義を生じた場合および本契約に定めなき事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成23年5月1日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県笛吹市境川町石橋1500-1
レコネール 株式会社
代表取締役 福沢 敏雄

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (パークス甲信越株式会社)

市川三郷町（以下「甲」という。）とパークス甲信越株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し、妥当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期すため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求められることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年3月19日から平成22年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月19日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 長野県松本市大字笹賀7101番地
パークス甲信越株式会社
代表取締役社長 河村 誠

パークス甲信越株式会社 様

市川三郷町長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	市川三郷町 (別添図面の場所)	
取 引 者	班 氏名 TEL	
備 考		

(連絡先) 市川三郷町 総務課 防災防犯係 TEL055-272-1101
FAX055-272-2525

年 月 日

パークス甲信越株式会社 様
(市川三郷町長)

市川三郷町長
(パークス甲信越株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (サン建機リース株式会社)

市川三郷町（以下「甲」という。）とサン建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し、妥当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期すため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求められることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年3月19日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月19日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3

市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 山梨県南巨摩郡身延町下山231番地104

サン建機リース株式会社

代表取締役社長 市口 聡

様式1（第1条関係）

市 発 第 一 号
年 月 日

サン建機リース株式会社 様

市川三郷町長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
	品 目	数 量
供 給 仮 設 資 機 材		
引 渡 し 場 所	市川三郷町 (別添図面の場所)	
取 引 者	班 氏名	TEL
備 考		

(連絡先) 市川三郷町 総務課 防災防犯係 TEL055-272-1101
FAX055-272-2525

年 月 日

サン建機リース株式会社 様
(市川三郷町長)

市川三郷町長
(サン建機リース株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (太陽建機レンタル株式会社)

市川三郷町（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(仮設資機材の種類)

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節用品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し等)

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(支払いの請求)

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(連絡先等の確認)

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

(関係団体等との連携)

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年3月19日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月19日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 静岡県静岡市駿河区曲金6-1-46
太陽建機レンタル株式会社
代表取締役社長 西井戸 邦彦

様式1（第1条関係）

市 発 第 一 号
年 月 日

太陽建機レンタル株式会社 様

市川三郷町長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	市川三郷町 (別添図面の場所)	
取 引 者	班 氏名 TEL	
備 考		

(連絡先) 市川三郷町 総務課 防災防犯係 TEL055-272-1101
FAX055-272-2525

年 月 日

太陽建機レンタル株式会社 様
(市川三郷町長)

市川三郷町長
(太陽建機レンタル株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (甲陽建機リース株式会社)

市川三郷町（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

(要請手続)

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

(仮設資機材の種類)

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- (1) 仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- (2) ストーブ、扇風機等の季節用品
- (3) その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

(引渡し等)

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(支払いの請求)

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

(費用支払)

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し、妥当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(報告)

第6条 この協定の万全な実行を期すため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求められることができるものとする。

(連絡先等の確認)

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

(関係団体等との連携)

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年3月19日から平成22年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月19日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 山梨県甲府市国玉町797番地
甲陽建機リース株式会社
代表取締役社長 三木 祐三

様式1（第1条関係）

市 発 第 一 号
年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様

市川三郷町長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	市川三郷町 (別添図面の場所)	
取 引 者	班 氏名 TEL	
備 考		

(連絡先) 市川三郷町 総務課 防災防犯係 TEL055-272-1101
FAX055-272-2525

年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様
(市川三郷町長)

市川三郷町長
(甲陽建機リース株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 (株式会社 アクティオ)

市川三郷町（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し、妥当と認めるときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期すため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求められることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成21年3月19日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。
本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年3月19日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 東京都中央区日本橋3丁目12番2号
朝日ビルディング7階
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼 光雄

様式1（第1条関係）

市 発 第 一 号
年 月 日

株式会社アクティオ 様

市川三郷町長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第1条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	市川三郷町 (別添図面の場所)	
取 引 者	班 氏名 TEL	
備 考		

(連絡先) 市川三郷町 総務課 防災防犯係 TEL055-272-1101
FAX055-272-2525

年 月 日

株式会社 アクティオ 様
(市川三郷町長)

市川三郷町長
(株式会社 アクティオ)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について（報告）

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第7条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定 (山梨県土地家屋調査士会)

市川三郷町（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下、「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、市川三郷町内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、市川三郷町内の家屋を調査すること。

（2）甲が発行する「り災証明」について、町民からの相談の補助をする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を修得するために研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することが出来る。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年6月26日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 山梨県甲府市国母八丁目13番30号
山梨県土地家屋調査士会
会長 伊藤 美義

○災害時における相互応援に関する協定（静岡県賀茂郡西伊豆町）

山梨県西八代郡市川三郷町（以下「甲」という。）と静岡県賀茂郡西伊豆町（以下「乙」という。）の間において、甲乙間の災害時における相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の地域に地震、台風等により大規模な災害が発生した場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第1項に定める武力攻撃が発生した場合において、被災自治体のみでは、被災者の援護等の応急措置が十分に行うことが出来ない場合において、被災自治体の要請にこたえ、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療並びに防疫に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (4) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 救援、救助及び応急普及に必要な職員の派遣
- (7) 被災自治体に対する情報発信の支援
- (8) 復興に係る職員の派遣
- (9) 被災者に対する情報発信の支援
- (10) 各種ボランティアの斡旋
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、応援を要請する場合には、次に掲げる事項を、災害時応援要請依頼書（別記様式）により依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日、災害時応援要請依頼書をもって処理するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、応援に必要な事項
- (3) 情報発信の支援に関する応援を要請する場合には、発信対象、発信内容及び発信期間

（自主的活動）

第4条 甲及び乙は、甲又は乙の地域に大規模な災害が発生した場合には、自主的に被害状況等の情報収集を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災自治体と連絡がとれない場合には、自主的な応援活動を実施することができるものとする。

3 甲及び乙は、被災直後、自主的な応援活動の為職員を派遣する場合には、派遣職員自ら消費、使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

4 第2項の規定により、自主的な応援活動を実施した場合は、被災自治体から前条の規定による応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援のために要した経費の負担は、法令に定める場合を除き、応援を実施した自治体の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、甲乙協議のうえ決定する。

(災害補償等)

第6条 第2条第6号又は第8号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 応援を要請した自治体は、派遣職員が応援業務の従事中に第三者に損害を与えた場合には、当該損害賠償の責を負うものとする。ただし、派遣職員が往復路の途上で第三者に損害を与えた場合には、応援を実施した自治体が当該損害賠償の責を負うものとする。

3 前項の規定は、第4条第2項に規定する自主的な応援活動においても適用するものとする。

(平時の活動)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するように努めるものとする。

(1) 応援に関する連絡担当部局を定め、相互に通知する。なお、同部局を変更した場合には、その都度通知する。

(2) 甲及び乙が主催する防災訓練に、必要に応じ相互に参加する。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項を行う。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この期間は、さらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ各自その1通を保有する

平成27年4月1日

(甲) 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
代表者 市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401番地1
静岡県賀茂郡西伊豆町
代表者 西伊豆町長 藤井 武彦

○災害時等における県立高校の避難所及び避難施設の利用に関する基本協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と山梨県立市川高等学校（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所及び避難施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を甲の地域防災計画に基づき指定する避難所、及び国民保護計画に基づき指定する避難施設（以下「指定避難所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定避難所等の利用の開始等）

第2条 災害時等の指定避難所等の設置運営は甲の責任において行うものとする。

- 2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙は施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。
- 4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員が解錠する。

なお、甲が保管する施設等の鍵の管理の方法等については、甲と乙協議の上別途定めるものとする。

（指定避難所等運営マニュアルの整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を整備するものとする。

- 2 災害時等の指定避難所等の設置運営について、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、マニュアルにおいて教職員の具体的な支援内容について示すものとする。
- 3 甲は訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜マニュアルの見直しを行うものとする。

（職員の派遣等）

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

- 2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

- 2 甲または乙のいずれかの職員の不在時において、あらかじめ定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲または乙のいずれかの在職職員において意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（指定避難所等として利用できる範囲）

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、別添図面のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項

に定める場所以外の場所についても指定避難所等として利用することができるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所等の収容人数)

第7条 指定避難所等としての収容人数は、概ね350人とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

- 2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達(以下「物資の備蓄等」)に務めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

- 2 甲は、乙の敷地外に設置した甲の施設等にも指定避難所等の運営に必要な物資の備蓄等を保管し、指定避難所等を開設した際には、必要な物資の備蓄等を当該施設から乙まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規則の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により無償とする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

- 2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則(昭和35年規則第4号)別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(指定避難所等の利用の終了等)

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲がその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲と乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年11月1日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞 一

乙 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1733-2
山梨県立市川高等学校長 丹 沢 公 彦

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と市川三郷町（以下「乙」という。）と設置事業所（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が乙の行う災害時応急活動に対し、協力する必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において甲は丙に備蓄する食料・飲料水等（以下「備蓄品」という。）の提供を行うものとする。また、丙は、乙の指示で倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

（要請）

第3条 乙は、災害時において、備蓄品を使用するときは、甲に対して、必ず口頭で要請するものとする。ただし、要請する時間的余裕がない場合は、後日、甲に対して使用内容に関して報告するものとする。

（管理）

第4条 甲及び丙は倉庫内の備蓄品の保守管理を行う。倉庫の鍵については甲、乙、丙で保管し、前条に基づき使用できるものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲からの備蓄品の提供を受けるときは、甲との間で使用許可及び使用範囲等について確認するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく内容に関する乙または丙の負担する費用は、無償とする。

（免責）

第7条 甲は乙に対して提供した備蓄品に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成30年3月31日までとする。期間満了の日の3か月前に甲、乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長されたものとし、以後はこの例による。甲、乙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができる。

（協定の解除）

第9条 甲は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第11条 設置場所は別紙に明記する。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 1月19日

(甲) 一般社団法人 山梨県トラック協会
会長 坂本 政彦

(乙) 市川三郷町
市川三郷町長 久保 眞一

(丙) 設置事業所代表
山梨陸送有限会社
代表取締役 遠藤 夏樹

○災害時におけるL P ガスの供給等に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と山梨県エルピーガス協会L P ガス峡南地区会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、L P ガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等（以下「避難所等」という。）への緊急用燃料とする液化石油ガス（燃焼機器など必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。）の供給に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害時に避難所等からL P ガス等の供給を求められたとき、又は甲自らが調達の必要を認めたときは、乙にL P ガス等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、前項の要請にあたり、乙に対して口頭で行うものとし、事後に、別紙1を提出するものとする。

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限りこれを受諾し、速やかに供給を行うものとする。

2 前項の規定により供給されたL P ガス等の使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。

3 乙は、本条に基づき供給を開始したときは、甲に口頭で報告し、供給を終了したときは、別紙2を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の協力に要する費用（人件費を除く。）は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用については、災害時前における適正価格を基準として、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定により定められた費用を請求された場合は、速やかに費用を支払うものとする。

（情報交換等）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL P ガスの供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年1月24日

(甲) 市川三郷町
市川三郷町長 久保 眞一

(乙) 山梨県エルピーガス協会LPガス峡南地区会
地区会長 望月 喜浩

○災害防災情報等の放送に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と株式会社日本ネットワークサービス（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地域における各々の役割と使命に基づき、別表に掲げる災害防災に関する情報等（以下「災害防災情報等」という。）を住民、滞留旅客及び事業所等に適切に伝えるため相互に協力する。

（災害防災情報等の伝達）

第2条 甲は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合、乙に災害防災情報等を提供し、放送を要請することができる。

2 乙は、災害防災情報等の放送が必要と認めた場合、甲に対して、災害防災情報等の提供を求めることができる。

3 第1項ならびに第2項の具体的な実施内容については、別途文書等によって相互に確認する。

（災害防災情報等の放送）

第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたとき、自らが所有し、運用する放送設備を使用し、自主放送チャンネルにおいて、災害防災情報等を可能な限り放送するよう努める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めて、本協定書の遂行について遺漏ないよう努める。

2 前項の連絡責任者については定めた場合及び変更があった場合は、その都度相手方に連絡するほか、毎年度期首に甲乙相互に確認する。

（協議）

第5条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の遂行に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（その他）

第6条 本協定書は、平成29年4月1日から適用する。

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県甲府市富士見一丁目4番24号
株式会社日本ネットワークサービス
代表取締役社長 中村 一政

災害防災情報等（第1条関係）

種別	情報の内容
地震災害	災害発生状況、町及び防災関係機関が行なう応急対策業務の内容、その他住民、滞留旅客及び事業所に周知すべき情報
地震以外の災害 (風水害等)	
東海地震に関連する調査 情報(臨時)	各情報等の内容、町及び防災関係機関が行う応急対策業務等の内容、その他住民、滞留旅客及び事業所等に周知すべき情報
東海地震注意情報	
東海地震予知情報	
各種災害や事故などの発 生防止に資する情報	住民、滞留旅客及び事業所等の安全確保に資するために周知すべき情報

○災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書

市川三郷町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する災害時用公衆電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用並びに管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は、甲乙互いに情報管理に努めるものとする。なお、保管にあたっては、甲及び乙は情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担で行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年8月28日

甲 市川三郷町長
久保 眞一

乙 東日本電信電話株式会社
山梨支店長
安藤 耕

○災害時における総合的支援に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と株式会社ジットセレモニー（以下「乙」という。）とは、市川三郷町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）の発生に伴う、火葬資機材等の供給及び遺体の安置等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市川三郷町における災害発生に際し、甲が乙の協力を得て災害時の町民生活の早期安定を図るために、火葬資機材等の供給等及び遺体の安置等に関する事項について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、協定内容に従って可能な限り、乙の所有する施設のうち、ジットセレモニー市川ホール（以下「市川セレモニーホール」という。）・ジットセレモニー三郡ホール（以下「三郡セレモニーホール」という。）において、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- 1 葬祭に係る火葬資機材及び物資（棺・葬祭用品・ドライアイス・防腐剤・骨壺・骨箱・その他必要な用品）の対応。
- 2 市川セレモニーホール・三郡セレモニーホール内施設の開放及び備品や備蓄品の提供（ラジオ・電池・ティッシュ・ミネラルウォーター・プラスチック製バケツなど）。
- 3 遺体安置施設の提供、遺体搬送など。
- 4 その他前号に係る役務の提供。

（要請手続）

第4条 甲は、第3条の規定による要請を行うときは、原則として文書によるものとし、甲から乙への要請は様式第1号により、行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭等で要請することができ、その場合は遅滞なく該当する様式による文書を要請先に送付するものとする。

（要請への対応）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請された業務を実施するものとする。

- 2 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、応諾の可否を速やかに甲に様式第2号により通知するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、甲から第4条の規定による要請により第3条の業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を甲に様式第3号により報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第3条に規定する業務の実施に要した費用は、法令その他特別の定めがあるものを除くほ

か、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、災害発生直前における適正価格を基準に甲と乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第8条 乙が、第3条に規定する業務に要した費用については、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前条の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責任者の設置)

第10条 甲、乙は、この協定を締結後速やかに連絡及び調整に関する連絡調整責任者をそれぞれ設置し、互いに報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協議締結の日から起算して5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙の一方から書面をもって協議解除の申し入れがない限り、有効期間満了日の翌日から起算して1年間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年10月30日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県甲府市高畑2-19-2
株式会社 ジットセレモニー
代表取締役 石坂 正人

○災害時の医療救護に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）と西八代郡医師会（以下「乙」という。）と峡南医療センター企業団市川三郷病院（以下「丙」という。）は、災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、市川三郷町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙及び丙の協力を得て行う災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護に関する要請）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を、丙に対し医療救護所設置場所の提供及び状況により資機材の使用並びに乙の業務への協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、甲の設置する医療救護所又は甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 丙は、第1項の要請を受けた場合は、敷地内に医療救護所の設置場所を確保し、甲に提供するとともに災害の状況により、地域災害支援病院としての業務を妨げない範囲で資機材の提供並びに乙の業務への協力をするものとする。

4 乙及び丙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまがなく、乙及び丙自らの判断により医療救護班の派遣及び医療救護所の設置場所を提供した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

5 甲が、前項の規定による報告内容を承認した場合は、第1項に基づく要請を行ったものとみなす。

（医療救護班の任務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、救護所等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療の提供
- (3) 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他、医療救護活動に関する必要な処置

（医療救護班に対する指揮）

第4条 救護所等の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 救護所等における災害医療救護活動に関する事項の指揮は、乙が指定する者が行う。

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班の輸送手段は、乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により、通常の交通手段の確保が困難な場合は、甲が必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、その供給について甲が必要な措置を講ずるものとする。

(輸送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て災害支援病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療救護所の設置)

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて第2条第3項の規定により丙の敷地内に医療救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により被災地周辺の医療救護活動が可能な場所に乙の協力を得て医療救護所を設置するものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合及び丙が医療救護所設置場所の提供をした場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護所設置に伴い丙が要する経費

(4) 前3号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の費用弁償の額については、別に定める。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班員及び乙の業務に協力した丙の職員が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときには、災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては甲乙丙協議のうえ、甲が補償するものとする。

(訓練)

第12条 乙及び丙は、甲が実施する医療救護に関する訓練に参加するものとする。

2 訓練に要する費用は甲が負担するものとする。

3 乙及び丙の訓練参加に要する費用弁償は、乙及び丙が負担するものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2019年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれからも何ら申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後、この例による。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

2019年3月19日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県西八代郡市川三郷町高田2458番地
西八代郡医師会
会 長 立川 博邦

丙 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門428番地1
峡南医療センター企業団市川三郷病院
院 長 久保寺 智

○災害時等における被害調査の支援に関する協定書

市川三郷町(以下「甲」という。)と株式会社オーツヤ測量(以下「乙」という。)及び株式会社六測(以下「丙」という。)は、市川三郷町内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における被害調査の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に甲が目視で現場の確認が困難な場合等において、乙及び丙が無人航空機による空撮調査を実施することで、災害の拡大防止及び被害の早期復旧並びに災害の未然防止に資することを目的とする。

(災害)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に定める内容をいう。

(支援の内容)

第3条 乙及び丙の支援の内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 無人航空機による目的地の航空写真及び動画撮影
- (2) 航空写真及び動画撮影データの防災GIS等への取込み

(要請)

第4条 甲は、災害時等に前条の定めによる乙及び丙の支援が必要と判断したときは、乙及び丙に対し、災害時等の被害調査支援要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文章を提出するものとする。

(支援の実施)

第5条 乙及び丙は、前条に基づく要請を受けたときは、気象条件その他明らかに飛行不能と認められる場合を除き、空撮調査を実施するものとする。

2 乙及び丙の無人航空機による空撮調査は、原則として日の出から日没までとする。

(飛行管理)

第6条 乙及び丙は、無人航空機の飛行に必要な手続き及び飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

(費用の負担)

第7条 乙及び丙が第5条の規定により実施した空撮調査の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、別表第1に規定する作業料金に基づき、算出するものとする。

3 甲は、乙及び丙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第8条 乙及び丙は、第5条に基づく空撮調査において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙丙のいずれからも、書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第10条 乙及び丙は、この協定の継続が困難になる事由が生じた場合は、甲に事前に通知のうえ、協定を解除することができる。

(連絡責任者)

第11条 甲乙丙は、それぞれ連絡責任者を定めて、本協定の実施について遺漏のないよう努めるものとする。

2 前項の規定により定めた連絡責任者に変更があった場合は「連絡担当者一覧表」(別表第2)により互いに報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及び疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(成果物の取り扱い)

第13条 乙及び丙が、無人航空機により撮影した調査成果は、専ら災害調査のために取得したものであって、公共測量の精度を確保したものではない。よって、この協定により得られた第3条第1項第1号の航空写真及び動画を、土木工事その他の測量及び設計等に使用することはできない。

(著作権その他の権利)

第14条 この協定により得られた、第3条第1項各号に示す、調査成果の著作権その他の権利は、原則として甲に帰属するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙丙は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年5月20日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 山梨県西八代郡市川三郷町高田129番地2
株式会社 オーツヤ測量
代表取締役 田中 浩幸

丙 山梨県西八代郡市川三郷町岩間2277番地1
株式会社 六 測
代表取締役 深澤 幹也

○災害に係る情報発信等に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、市川三郷町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2）甲が、市川三郷町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3）甲が、市川三郷町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4）甲が、災害発生時の市川三郷町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5）甲が、市川三郷町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6）甲が、市川三郷町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内

容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2020年4月10日

甲 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3
市川三郷町長 久保 眞一

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社 代表取締役 川邊 健太郎

○災害時の支援協力に関する協定書

市川三郷町（以下「甲」という。）、富士川町（以下「乙」という。）、鰐沢警察署（以下「丙」という。）、峡南広域行政組合消防本部（以下「丁」という。）、一般社団法人市川建設業協会（以下「戊」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命救助活動のための応急対策を行うにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災者の人命救助活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲、乙、丙、丁は、甲又は乙において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において被災者の人命救助活動に必要であると認めたときは、戊に対して応急対策業務の協力要請をすることができる。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲、乙、丙、丁が戊に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）災害発生時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う人命救助を行うための障害物の除去作業
- （2）前項のほか、被災自治体を管轄とする甲、乙、丙、丁、戊が必要と認める応急対策業務

（甲及び乙の要請方法）

第4条 甲及び乙による戊に対する第2条の要請は、災害時における応急対策業務支援要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（丙及び丁の要請方法）

第5条 丙及び丁による戊に対する第2条の要請は、災害時における応急対策業務の支援要請を求める依頼書（様式第2号）により、応急対策を必要とする被災自治体に依頼し、被災自治体は戊に対し要請書により要請するものとする。

2 前項の要請について、丙及び丁が被災自治体に要請するいとまがない場合は、直接、戊に要請できるものとする。この場合、丙及び丁は口頭又は電話等により、事前に被災自治体に対して応急対策業務を行う旨を連絡し、要請の可否を確認するものとする。

（協力）

第6条 戊は第2条の要請を受けたときは、国又は県との災害協定に基づく応急対策業務への従事による対応不可能等のやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

（報告）

第7条 戊は、前条に基づく応急対策業務を行った場合は、災害時における応急対策業務活動報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）により、速やかに被災自治体に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づき戊が実施した応急対策業務に要した費用は、被災自治体が負担するものとする。

る。

2 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度、被災自治体の間で協議するものとする。

(災害補償の負担等)

第9条 応急対策業務の従事者が急激かつ偶然な外来の事故に起因して傷害等を受けた場合は、労働者災害補償保険制度等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、それぞれに1名の連絡責任者を置くものとする。

(遵守事項)

第11条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) この協定を、自己または他人に利するための手段として利用しないこと。

(2) この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を外に漏らさないこと。

(3) この協定に基づく応急対策業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了までの1か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれかが協定の解除又は変更を申し出ない場合は、期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲、乙、丙、丁、戊が協議の上決定するものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、正本5通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月16日

甲 市川三郷町
町長 久保 眞一

乙 富士川町
町長 志村 学

丙 鯉沢警察署
署長 本田 誠一

丁 峡南広域行政組合消防本部
消防長 小林 武仁

戊 一般社団法人市川建設業協会
会長 砂田 武士

○洪水発生時の校舎使用について（青洲高校）

市防発第 12－4 号

令和 2 年 12 月 19 日

山梨県立青洲高等学校

校長 逆瀬川 慶浩 様

市川三郷町長 久保 眞一

洪水発生時の校舎使用について（協議）

師走の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本町の防災行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本町では平成 30 年度、町内の富士川・釜無川・笛吹川・芦川が大雨によって増水し堤防が破壊された場合に想定される洪水浸水想定区域をまとめた洪水ハザードマップを更新しました。調査によりまずと貴校が位置します本町市街地部は、

3.0m以上 5.0m未満あるいは 5.0m以上 10.0m未満の浸水深に達すると想定されました。

これにより、洪水発生に際しましては大規模な町民の事前避難が必要となり、さらに逃げ遅れた町民の緊急避難先の確保も必要となります。

つきましては、貴職所管の校舎を緊急避難時の協力施設に指定させていただきたく、協議します。

記

1 施設の内訳

青洲高等学校 鉄筋コンクリート 4 階建て 令和 2 年 2 月 28 日竣工

建築物名	部屋名	床面積	部屋数	延床面積
本館 3 階	普通教室	56.6 m ²	8 室	452.8 m ²
	小講義室	47.7 m ²	2 室	95.4 m ²
本館 4 階	普通教室	56.6 m ²	8 室	452.8 m ²
	小講義室	47.7 m ²	2 室	95.4 m ²

2 緊急避難所として使用する場合の特記事項

- ①災害救助法の適用に該当するか該当するおそれのある災害時のみの使用とする。
- ②避難所として使用を終えた時点で速やかに原状回復する。

市川三郷町防災課防災防犯係

TEL : 055-272-1175

FAX : 055-272-2525

市川三郷町長 久保 眞一 殿

山梨県立青洲高等学校
校長 逆瀬川 慶浩

洪水発生時の校舎使用について（回答）

令和2年12月19日付け市防発第12-4号で協議のあった、洪水発生時の校舎使用について、下記のとおり承諾します。

記

1 施設の内訳

青洲高等学校 鉄筋コンクリート4階建て 令和2年2月28日竣工

建築物名	部屋名	床面積	部屋数	延床面積
本館3階	普通教室	56.6m ²	8室	452.8m ²
	小講義室	47.7m ²	2室	95.4m ²
本館4階	普通教室	56.6m ²	8室	452.8m ²
	小講義室	47.7m ²	2室	95.4m ²

2 緊急避難所として使用する場合の特記事項

- ①災害救助法の適用に該当するか該当するおそれのある災害時のみの使用とする。
- ②避難所として使用を終えた時点で速やかに原状回復する。

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事殿

発 信 者 名

(市川三郷町災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の情况及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

・
・
・
・
・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村)				
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災害概要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m / s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必要資機材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
		要請側病院名			
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
		搬送先病院名			
11 傷病者等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 重・中・軽	歳 男・女	
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数			機
15 要請日時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
※その他の特記事項					
				受 信 者	

○県指定に基づく報告様式

(様式 3-4-2)

峡南地域県民センター管内 町 被 害 状 況 票		町名		
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	町村当者名		
受信番号 (県民センター)		受信者(県民センター)		
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊	半壊	一部破損	
	床上浸水	床下浸水	非住家床上	非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数
4 被害概況				
5 道路				
6 橋梁				
7 河川				
8 崖崩れ				
9 電話				
10 電気				
11 ガス				
12 水道				
13 鉄道				
14 バス				
15 避難所				
16 ヘリ関係				
17 教育				
18 農業				
19 応急対策				
20 その他				
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)				
連絡先(住所等)		電話	担当者	
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主			
月 日 時 分	避難地域			
	避難先		世帯	人
月 日 時 分	避難地域			
	避難先		世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他(部 課)		受信者 日 時	氏名 年 月 日 時 分

※町→地方連絡本部(県民センター)→災害対策本部統括部情報班

峡南地域管内町災害対策本部等設置 状況職員参集状況票		町名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	町村当者名	
受信番号 (県民センター)		受信者(県民センター)	
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設置 年 月 日 時 分 解散 年 月 日 時 分 設置場所 電話 FAX		
職員参集状況	人		

※町→地域県民センター(集計)→災害対策本部統括部情報班

峡南地域管内
町職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第 1・2・3) 発表時点
- ・注意情報 (第 1・2・3) 発表後 2 時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後 2 時間経過時点
- ・警戒宣言発令後 6 時間経過時点

職員参集状況 (人)

※町→地方連絡本部 (地域県民センター)

峡南地方連絡本部地震防災応急対策実施票

(様式 4-6-1)

(第 報)

町名		報告日時	年 月 日 時 分
実施時点	注意情報 発表以後	実施日時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害 (棟)			
3 火災 (棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 その他			

※地方連絡本部→災害対策本部統括部情報班

報告者

電話

F A X

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県	山	梨	県	区	分	番号	被 害						
災 害 者	年	月	日	報	第	確	定						
								年月日	確定				
報告者名													
区				分									
人的被害	死	者	人	1									
	行	方	不	明	人	2							
	負傷者	重	傷	人	3								
		軽	傷	人	4								
住	全	壊	棟	5									
			世帯	6									
			人	7									
	半	壊	棟	8									
			世帯	9									
			人	10									
	一	部	破	損	棟	11							
					世帯	12							
					人	13							
	床	上	浸	水	棟	14							
世帯					15								
人					16								
害	床	下	浸	水	棟	17							
					世帯	18							
					人	19							
非 住 家	公 共 建 物	棟	20	火 災 発 生	建	物	件	46					
									危	険	物	件	47
									そ	の	他	件	48

区	分	番号	被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称	設 置 解 散	年 月 日 時
公 共 文 教 施 設	千 円	49		災 害 設 置 市 町 村 名	名 称	年 月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千 円	50			設 置	年 月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円	51			解 散	年 月 日 時	
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円	52					
小 計	千 円	53		災 害 對 策 本 部			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54					
そ の 他	農 産 被 害	千 円	55	災 害 救 助 法			
	林 産 被 害	千 円	56				
	畜 産 被 害	千 円	57				
	水 産 被 害	千 円	58				
	商 工 被 害	千 円	59				
そ の 他	千 円	60		適 用 市 町 村 名			
被 害 総 額	千 円	61		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
災害発生場所							
災害発生年月日							
災害の概況							
消防機関の活動状況							
その他（避難の勧告・指示の状況）							

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区 分	災 害 名		発生年月						計
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
被 害 総 額			千円						
公立文教施設			千円	()	()	()	()	()	
農林水産業施設			千円	()	()	()	()	()	
公共土木施設			千円	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	

災 害 年 報

区	分	災害名		発生年月日	災害名				計
		発生年月日	発生年月日		発生年月日	発生年月日	発生年月日	発生年月日	
人的被害	死者	人	人	回線					計
	行方不明者	人	人	戸					
被害	負傷者	人	人	戸					計
	重傷者	人	人	戸					
住家被害	全壊	棟	棟	箇所					計
	半壊	棟	棟						
家被害	一部破損	棟	棟						計
	床上浸水	棟	棟						
被被害	床上浸水	棟	棟						計
	床上浸水	棟	棟						
非住家被害	公共建築物	棟	棟						計
	その他	棟	棟						
田畑	流失・埋没	ha	ha						計
	流失・埋没	ha	ha						
学	冠水	ha	ha						計
	冠水	ha	ha						
病道	校舎	箇所	箇所						計
	道	箇所	箇所						
橋	りょう	箇所	箇所						計
	りょう	箇所	箇所						
河	川	箇所	箇所						計
	川	箇所	箇所						
砂	防	箇所	箇所						計
	防	箇所	箇所						
清	掃	箇所	箇所						計
	掃	箇所	箇所						
鉄	くず	箇所	箇所						計
	くず	箇所	箇所						
被	道	箇所	箇所						計
	道	箇所	箇所						
水	船	隻	隻						計
	船	隻	隻						

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人
救急・救助活動状況	その他		人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種、その他)				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気 象 状 況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)		
			{ 重症	人 (人)		
			{ 中等症	人 (人)		
			{ 軽症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
	事業所			自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消防本部 (署)	台	人	
			消 防 団	台	人	
			海上保安庁	人		
			自 衛 隊	人		
		そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救助・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害害別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等		
	計 人	重症	人（ 人）	
	不明 人	中等症	人（ 人）	
		軽症	人（ 人）	
救助活動の要否				
要救護者数（見込）		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区 分 被 害				区 分 被 害				都道府県									
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流出・埋没 冠 水	ha		公立文教施設	千円		災 等 の 設 置 状 況 本 部 況	市 町 村								
報告者名					畑	流出・埋没 冠 水	ha		農林水産業施設	千円				災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体					
区 分 被 害					文教施設	箇所			公共土木施設	千円						消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
人 的 被 害	死者	人			病院	箇所			その他の公共施設	千円								消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
	行方不明者	人			道路	箇所			小 計	千円											
	負傷者	重傷	人			橋りょう	箇所		公共施設被害市町村数	団体											
住 家 被 害	軽傷	人			河川	箇所			農業被害	千円											
	棟				港湾	箇所			林業被害	千円											
	全壊	棟			砂防	箇所			畜産被害	千円											
	世帯				清掃施設	箇所			水産被害	千円											
	半壊	棟		崖くずれ	箇所			商工被害	千円												
	世帯			鉄道不通	箇所			その他	千円												
	人			被害船舶	隻			被害総額	千円												
	棟			水道	戸			備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況												
	一部破損	棟		電話	回線																
	世帯			電気	戸																
人			ガス	戸																	
棟			ブロック塀等	箇所																	
床上浸水	棟																				
世帯																					
人																					
棟			り 災 世 帯 数	世帯																	
世帯			り 災 者 数	人																	
人			火 災 発 生	建 物	件																
棟				危 険 物	件																
棟				そ の 他	件																

※被害額は省略することができるものとする。

様式 3

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名		保 健 福 祉 事 務 所 名	
		報 告 年 月 日 ・ 時 刻	
		年 月 日 時 分	
救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等	救 助 の 種 類	救 助 の 内 容 等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)	(5) 死体の搜索	①搜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	②避難者数 (世帯 人)		②搜索対象
(2) 炊き出しその他食品の給与	③避難所別の内訳 (/ 世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③搜索地域
	(/ 世帯 人)		④搜索方法 (具体的)
	(/ 世帯 人)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	(/ 世帯 人)	②処理件数 大人 (12歳以上) 体	
	(/ 世帯 人)	子供 (12歳未満) 体	
	(/ 世帯 人)	③検案者	
	(/ 世帯 人)	④安置場所 () 体	
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L		②埋葬者数 人
	ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L	(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時		②支給状況 中学生 人 小学生 人
	②地区名	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時
	③救出人員 世帯 名		②作業箇所 箇所
④救出方法 (具体的)	(10) 家屋の応急 修理	③作業方法	
		①修理月日 月 日 時～ 月 日 時	
		②修理家屋 箇所	
		③修理方法	

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号NO

年 月 日現在

世帯主氏名		住所					避難先						
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあつた住家		棟 (自家、借家)			被害にあつた非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の減失状況		①食料		②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他		
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見						
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他												
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()												

様式5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式7

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設 住宅番号	世帯 氏名	主 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支出 額	備考
			人									
計		世帯										

様式11

救 護 班 活 動 状 況

() 救護班

班長：医師氏名

印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診療 機関名	患者 氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
		月 日			点	点	円	
計	機関	人						

様式13

助 産 台 帳

市町村名 ()

分 娩 者 氏 名	分 娩 日 時	助産機関名	分 娩 期 間	金 額	備 考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式17

埋 葬 台 帳

市町村名 ()

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を おこなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死亡者との 関 係	氏 名	棺 (附 属 品を含む)	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計		人							

様式18

死体搜索状況記録簿

市町村名 ()

年月日	搜索人員	搜索用機械・器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

様式19

死 体 処 理 台 帳

市町村名 ()

処 理 年月日	死体発見 の日時及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死 体 の 一 時 保 存 費	検 案 料	実 支 出 額
			氏 名	続 柄	品 名	数 量	金 額			
計		人								

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式21

輸 送 記 録 簿

山 梨 県
市町村名 ()

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上料			修 理 費					燃料 費	実支 出額
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要		
			種類	台 数	金 額	登 録 番 号	所有者					
計												

